

令和8年9月15日

第2回青森県障がい者施策推進協議会

資料3-2

当日配付資料

**第5次青森県障がい者計画
第8期障がい福祉計画
第4期障がい児福祉計画
(素案たたき台)**

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

知事卷頭言

＜目次＞

I	計画の策定にあたって					(3)	情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及び選択の保障	39
	1	計画策定の背景		1		(4)	災害時における支援	43
	2	計画の性格と位置付け		2		(5)	医療等を要する障がい者への支援	46
	3	計画期間		3		(6)	教育の支援体制の整備及び充実等	52
	4	計画策定後の調査、分析及び評価		3		(7)	雇用及び就労の促進	55
	5	障がい保健福祉圏域の設定		4		(8)	障がい者スポーツの推進	58
II	障がい者を取り巻く現状			5		(9)	文化芸術活動の推進	60
◆第5次青森県障がい者計画					◆第8期青森県障がい福祉計画・第4期青森県障がい児福祉計画			
III	基本理念と施策の体系			20	第8期青森県障がい福祉計画・第4期青森県障がい児福祉計画の構成は次回お示しします。			
IV	施策の展開			22				
	1	障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組		22				
	(1)	障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発		22				
	(2)	障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消		24				
	(3)	合理的な配慮の提供		26				
	2	障がい者の自立や社会参加に向けた取組		28				
	(1)	生活支援の充実		28				
	(2)	生活環境の充実		36				

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「第4次青森県障がい者計画」に基づき、障がい者に関する各種施策を進めてきましたが、この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

国の動きとしては、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」が策定され、令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、行政機関等に加えて新たに事業者による合理的配慮の提供が義務となりました。障害者総合支援法の改正により、地域生活の支援体制の充実や「就労選択支援」の創設、精神障がい者への支援強化などが図られたほか、令和6年4月及び令和8年7月には法定雇用率の引き上げが2段階で実施されるなど、障がい者の自立や社会参加を促す動きが進んでいます。

さらに、令和8年7月には医療的ケア児支援法の改正が行われ医療的ケアを要する成人や重症心身障害者にも支援の対象が拡大されました。

また、意思決定支援ガイドラインの改定が検討されるなど、障がい者本人の意思と選好をより重要視する動きが強まっています。

こうした中、令和8年10月に本県初の全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」が開催され、(以下、あおもり障スポの実績を反映した記載とします。)

「青の煌めきあおもり障スポ」のレガシーとして、今後の青森県の障がい福祉の指針となるプログラム条例として「障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくり条例(仮称)」を制定することとしました。

本計画は新条例に基づく施策を具体的に推進していくための実行計画としての性格を有することから、新条例の構成に即して第4次青森県障がい者計画の内容を見直すこととしました。

I 計画
策定

II 現状

III 基本
理念
施策の
体系

IV 施策
の
展開

2 計画の性格と位置付け

(1)本計画は、

- ①障害者基本法第11条第2項に定める都道府県障害者計画である「第5次青森県障がい者計画」
- ②障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画である「第8期青森県障がい福祉計画」
- ③児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画である「第4期青森県障がい児福祉計画」

の3計画として一体的に策定するものです。

(2)本県の基本計画である「青森県基本計画」の実現を障がい者施策の視点から推進する計画として位置付けるとともに、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「のびのびあおもり子育てプラン」等と整合性を保ちながら推進を図ります。

(3)障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条の規定に基づき、同法の規定の趣旨と整合性を保ちながら、推進を図ります。

(4)本計画は、

- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)第8条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
 - ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)第8条の規定に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
 - ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進を総合的に推進するための計画」
- として位置付けます。

(5)手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)第4条の規定に基づき、同法の規定の趣旨と整合性を保ちながら、推進を図ります。

3 計画期間

他都道府県の状況も踏まえ検討中。

4 計画策定後の調査、分析及び評価

本計画の推進に当たっては、**成果目標、活動指標等について**、毎年度、実績を調査し、障がい者施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、青森県障がい者施策推進協議会等の会議において、今後の計画の推進に向けた意見を伺うなど、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら取り組んでいきます。

5 障がい保健福祉圏域の設定

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策の推進に当たっては、市町村が住民に最も身近な立場で的確にそのニーズを把握し、地域での生活を支えるための支援を行っていくことが基本となります。

また、単独の市町村域、複数市町村からなる広域圏域（障がい保健福祉圏域）、県全域のそれぞれが機能分担を明確にし、各種サービスを計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築することが必要です。

このため、二次保健医療圏域との整合性を図りながら、県内に障がい保健福祉圏域を6か所設定しています。

誰もが身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各圏域内に個々の事業や施設をバランスよく配置しつつ、推進していきます。



青森圏域	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 (1市3町1村)
津軽圏域	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町 (3市3町2村)
八戸圏域	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 (1市6町1村)
西北五圏域	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町 (2市4町)
下北圏域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 (1市1町3村)
上十三圏域	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 (2市5町1村)

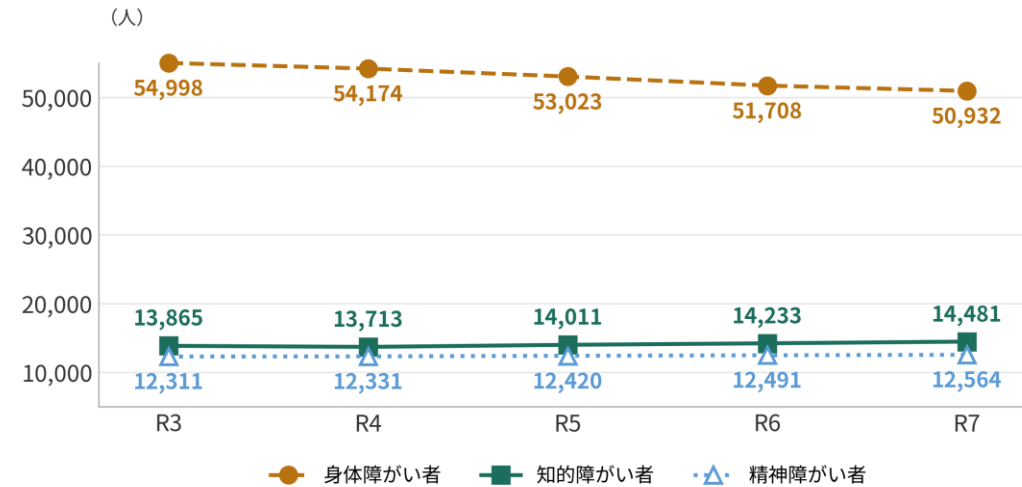
Ⅱ 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者数の状況

1 障害者手帳交付数の推移(身体・知的・精神)

身体障害者手帳交付は減少傾向にある一方、愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳については漸増傾向です。令和7年度末時点で障がい種別の手帳所持者は身体50,932人、知的14,481人、精神12,564人です。

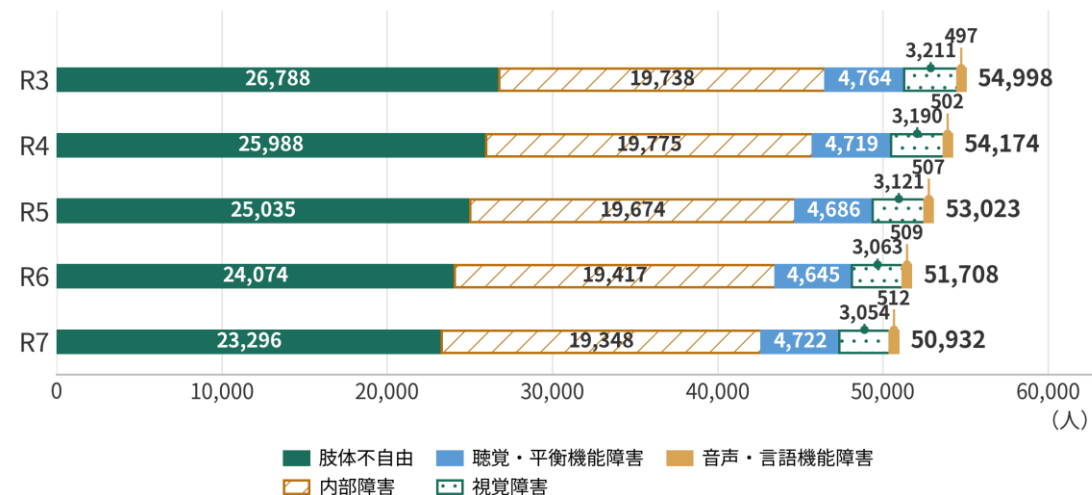
資料:障がい福祉課調査(各年度末現在)



2 身体障害者手帳障がい種別内訳の推移

身体障害者手帳交付数を種別に見ると、肢体不自由が最も多いものの、減少が続いています。その他の障がい種別は横ばいで推移しています。

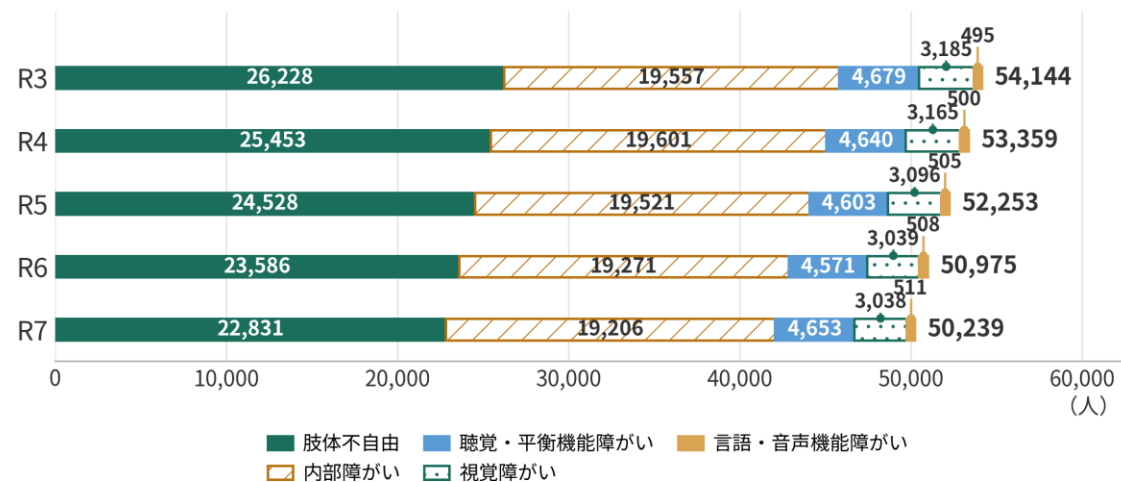
資料:障がい福祉課調査(各年度末現在)



3 身体障害者手帳 (18歳以上)の内訳

肢体不自由・内部障がいでは全体の8割超を占めます。令和7年度末時点で合計50,239人で、肢体不自由の減少に起因して、全体数が減少しています。

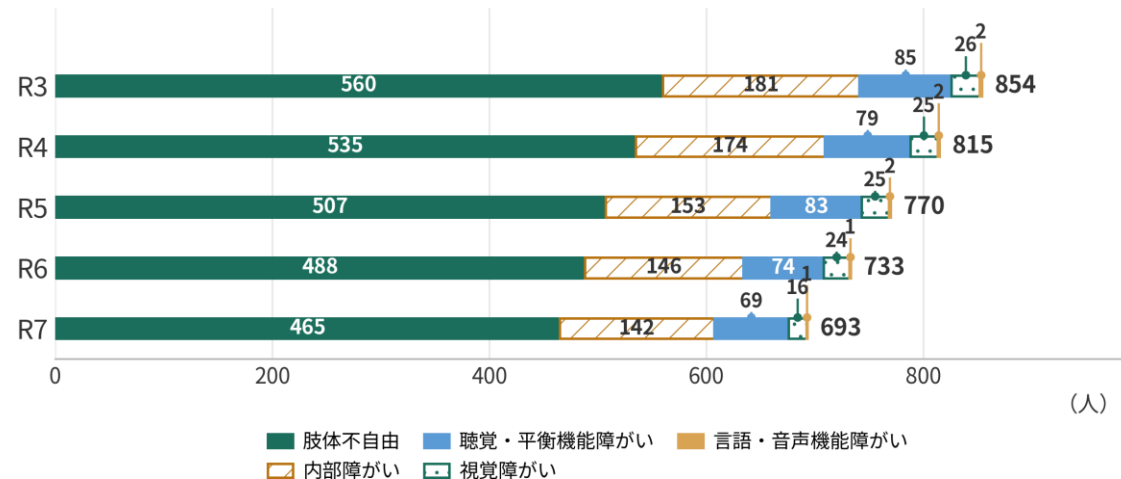
資料：障がい福祉課調査(各年度末現在)



4 身体障害者手帳 (18歳未満)の内訳

令和7年度末時点で合計693人で、肢体不自由が最多ですが、18歳以上と同様に減少傾向にあります。

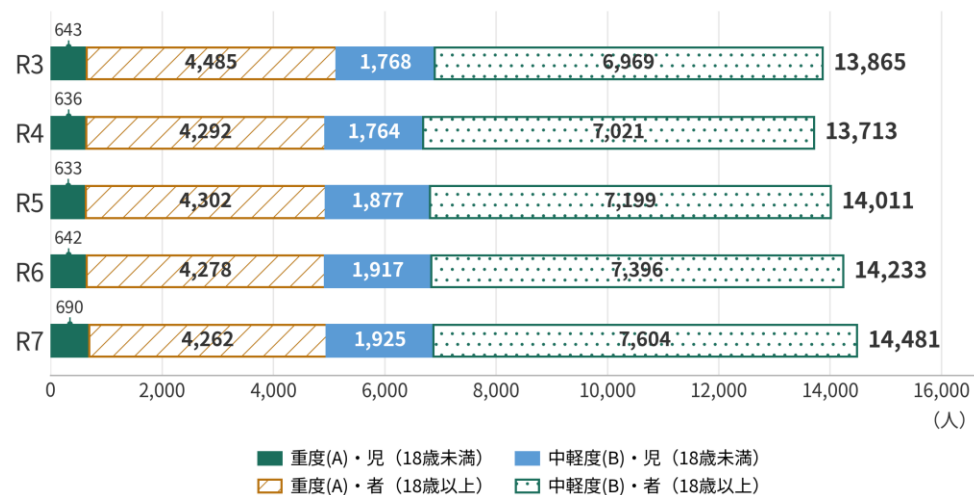
資料：障がい福祉課調査(各年度末現在)



5 愛護(療育)手帳の内訳

重度(A)は知能指数概ね35以下等、中軽度(B)はそれ以外の区分です。中軽度(B)・者(18歳以上)の増加が続く一方、重度(A)はほぼ横ばいで推移しています。

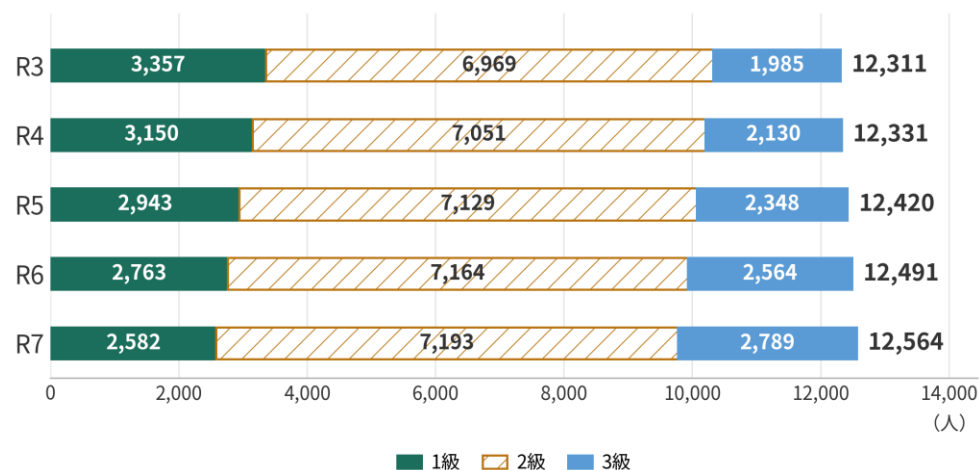
資料:障がい福祉課調査



6 精神障害者保健福祉手帳 等級別交付数の推移

1級(重度)は減少傾向が続く一方、2級・3級は増加が続いています。2級が最も多く、全体の6割弱を占めています。

資料:障がい福祉課調査

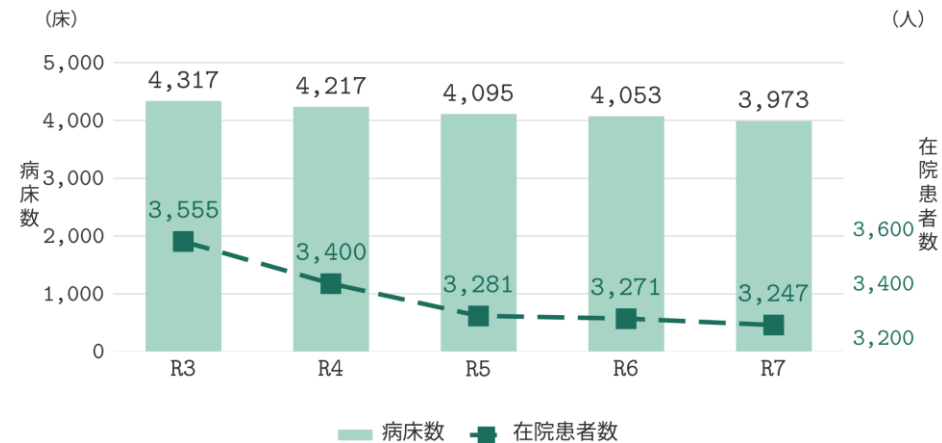


7

精神科病院の病床数・ 在院患者数の推移

精神科病院の病床数・在院患者数はいずれも減少が続いています。病床数は令和3年度4,317床から令和7年度3,973床へ、在院患者数は3,555人から3,247人へ減少しています。

資料：障がい福祉課調査（各年12月31日等）



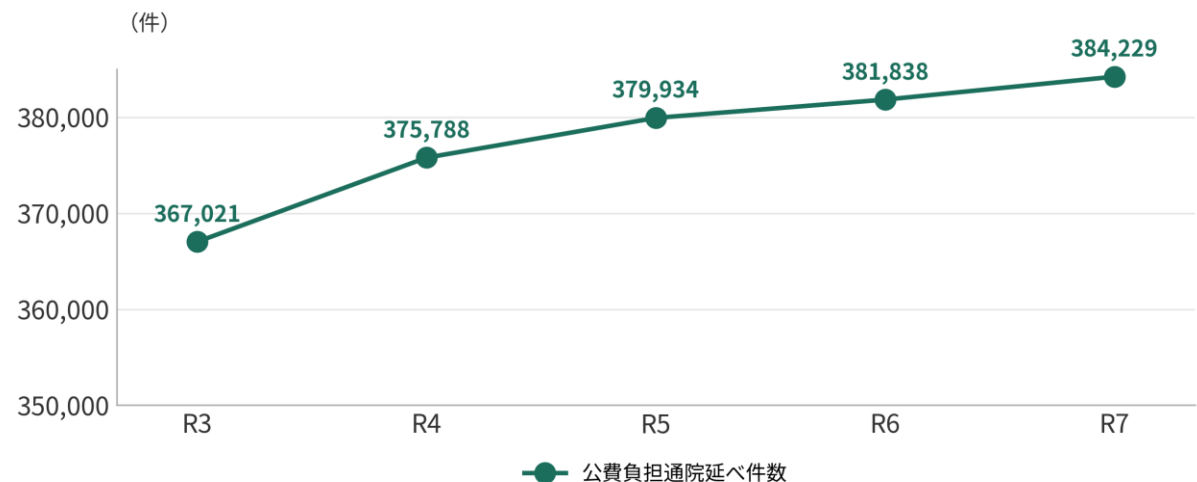
※病院数はR3～R7いずれも26病院で変動なし

8

精神障害者の公費負担 通院延べ件数の推移

精神障がい者の公費負担通院延べ件数は増加が続いており、令和7年度は384,229件となっています。

資料：障がい福祉課調査

I 計画
策定

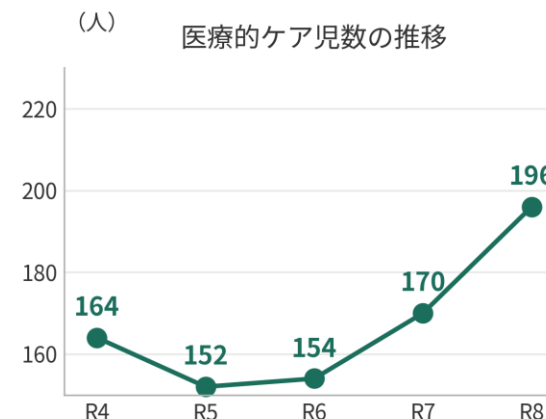
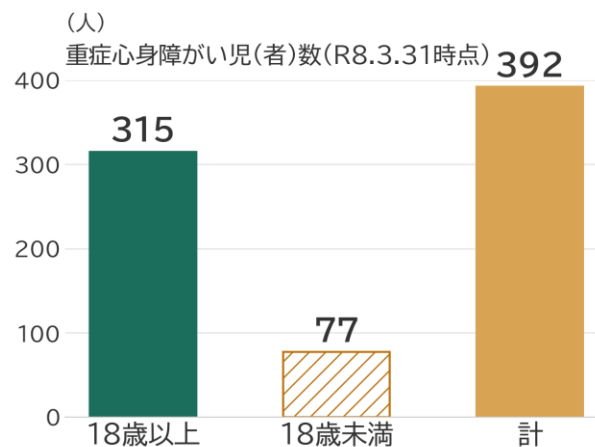
II 現状

III 基本
理念
施策の
体系IV 施策
の
展開

9 重症心身障がい児(者) ・医療的ケア児の状況

重症心身障がい児(者)は392人(R8.3時点)。肢体不自由と愛護手帳重度(A)の該当者(大島分類)。医療的ケア児はR8.4時点196人で最多です。

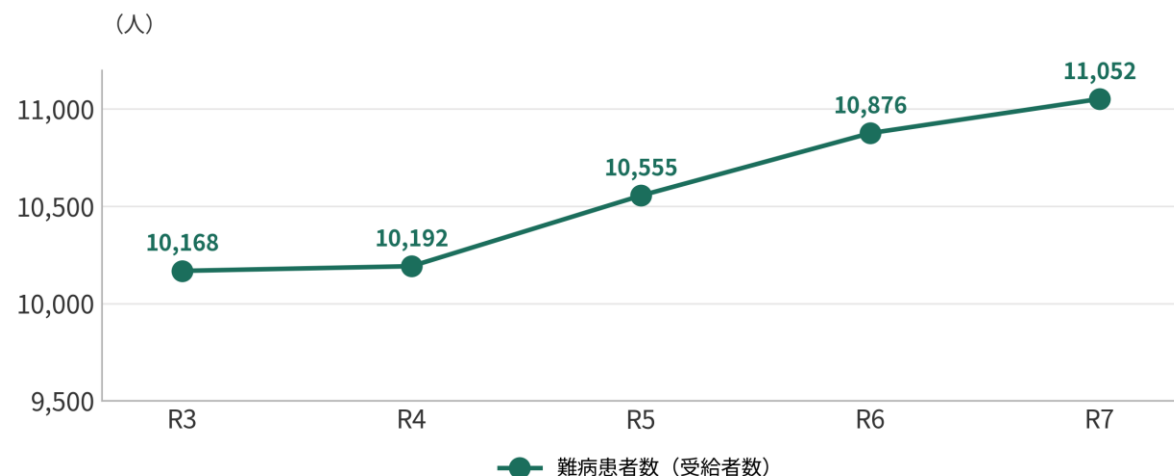
資料:障がい福祉課調査/市町村実態調査



10 難病患者数(受給者数) の推移

難病患者数は増加が続いています。令和7年度は指定難病11,049人、特定疾患治療研究事業3人の合計11,052人です。

資料:健康医療福祉部
「健康医療福祉行政の概要」

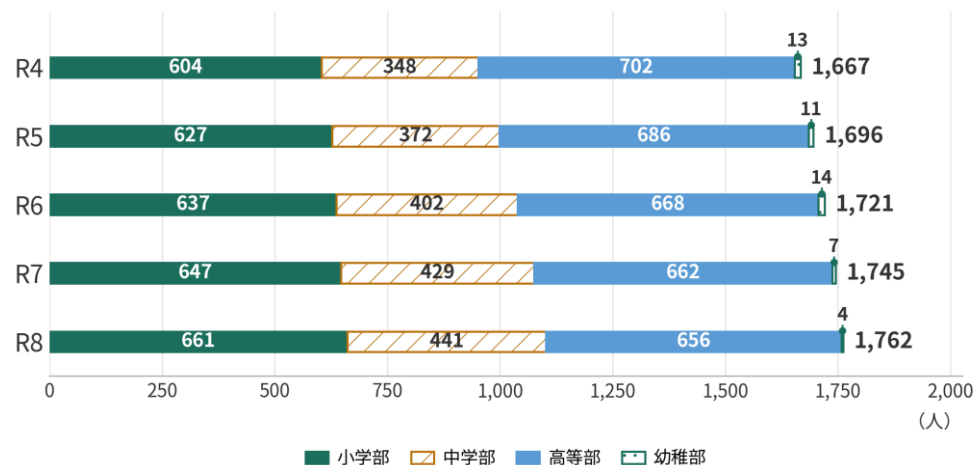


2 教育の状況

1 特別支援学校 在籍者数の推移

特別支援学校の在籍者数(合計)は増加が続いており、令和8年度は1,762人。学部別では小学部・中学部の増加が続く一方、高等部は緩やかに減少しています。

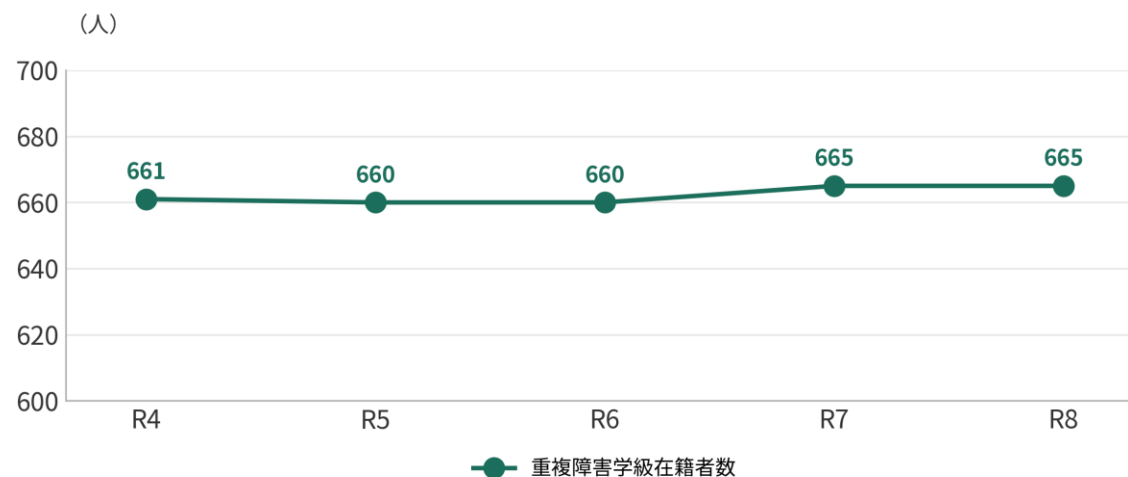
資料:教育庁学校教育課調査(各年5/1現在)



2 特別支援学校 重複障害 学級在籍者数の推移

重複障害学級の在籍者数は令和4年度以降660人台で推移しています。

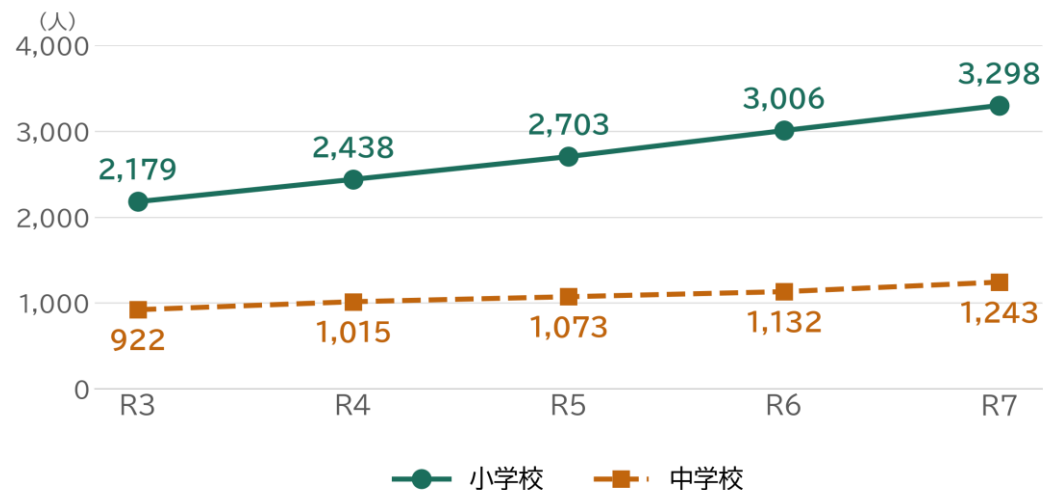
資料:教育庁学校教育課調査(各年5/1現在)



3 特別支援学級 在籍児童生徒数の推移

小・中学校の特別支援学級在籍者数はいずれも大きく増加しています。令和7年度は小学校3,298人、中学校1,243人で、この5年間で小学校で約1.5倍、中学校で約1.3倍に増えています。

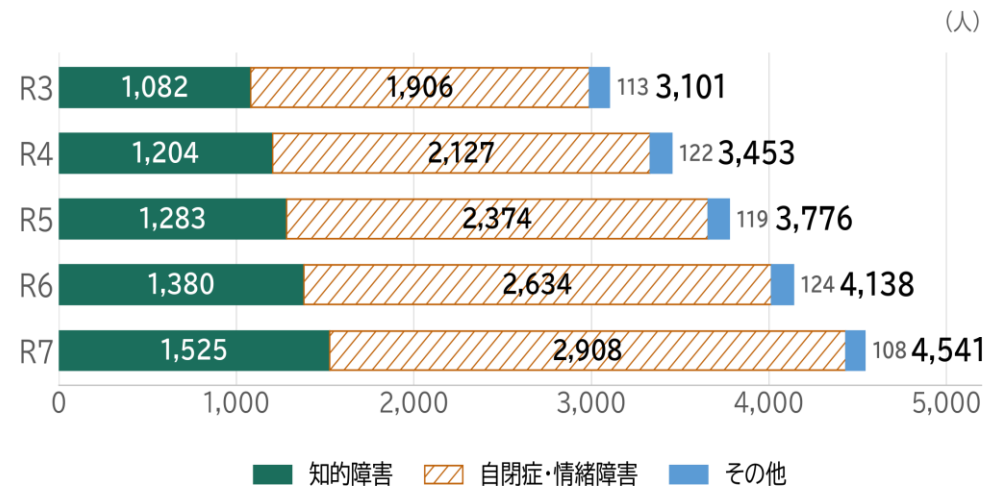
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



4 特別支援学級 障がい種別内訳の推移

特別支援学級在籍者の内訳をみると、知的障がい、自閉症・情緒障がいが増加傾向です。特に自閉症・情緒障がいの増加が顕著で、令和7年度は2,908人と5年間で約1.5倍となっています。

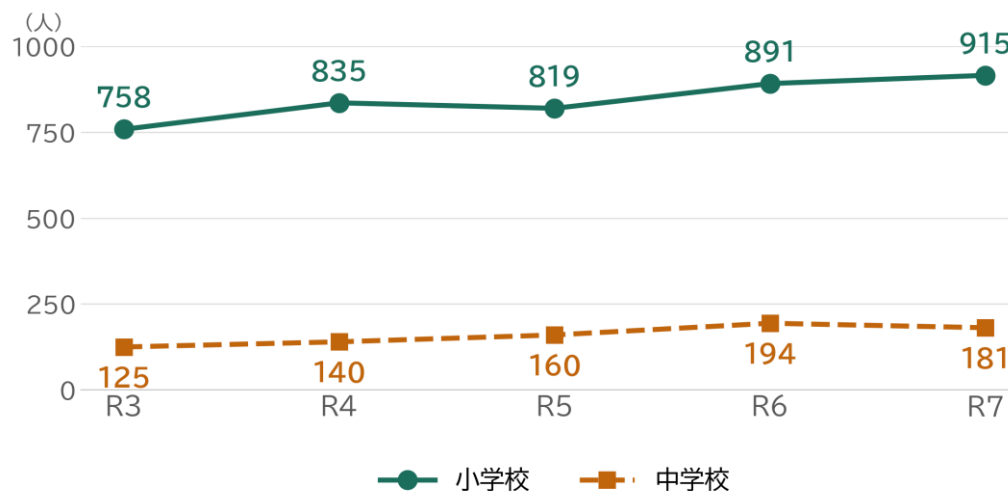
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



5 通級による指導を受けている児童生徒数

通級指導を受けている児童生徒数は、小学校が令和7年度915人、中学校が181人となっています。令和6年度をピークにやや減少していますが、中長期的には増加傾向です。

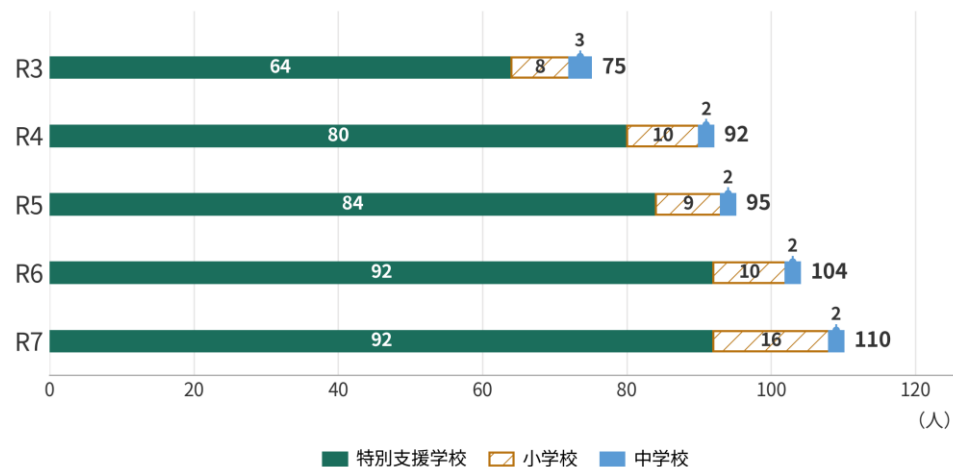
資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）



6 医療的ケア児 学校在籍者数の推移

医療的ケア児の学校在籍者数は増加傾向にあり、特別支援学校では令和7年度92人、小学校では16人と、直近5年間で最多となっています。

資料：教育庁学校教育課調査（各年5/1現在）

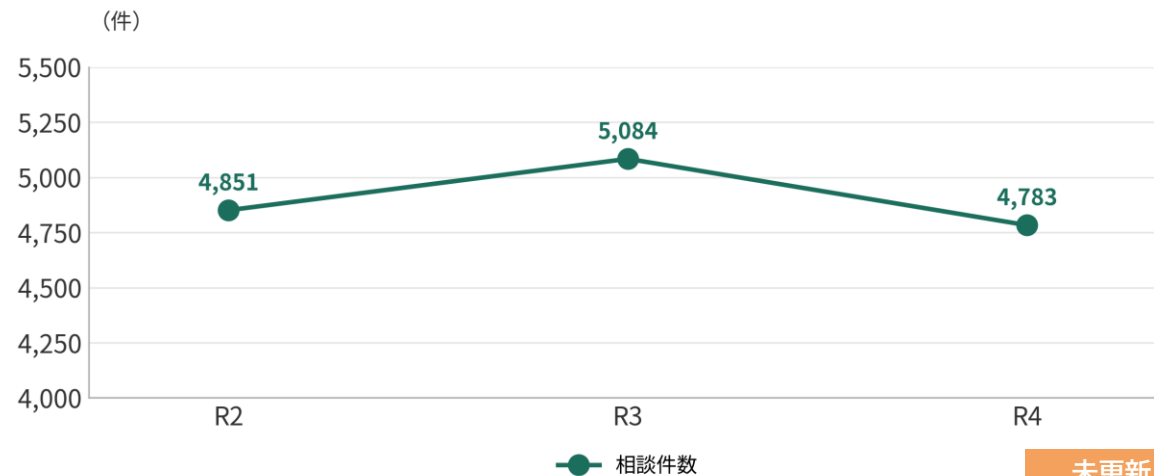


3 発達障がい者等に対する支援の状況

1 発達障がい者支援センター相談件数の推移

① 現状値は関係課確認中(最新データ未反映)

発達障がい者支援センターの相談件数は年間4,800～5,000件台で推移しています。令和3年度に5,084件とピークを迎え、令和4年度は4,783件となっています。



未更新

2 支援実績の内訳(助言・研修等)

① 現状値は関係課確認中(最新データ未反映)

助言件数・ピアサポート参加人数は令和2→4年度で減少した一方、研修・啓発件数、メンター人数はやや増加しています。単位が異なる指標のため表形式で掲載します。

項目	単位	R2	R4
助言件数	件	200	94
研修・啓発件数	件	107	110
ペアレント受講者数	人	163	145
メンター人数	人	28	33
ピアサポート参加人数	人	84	24

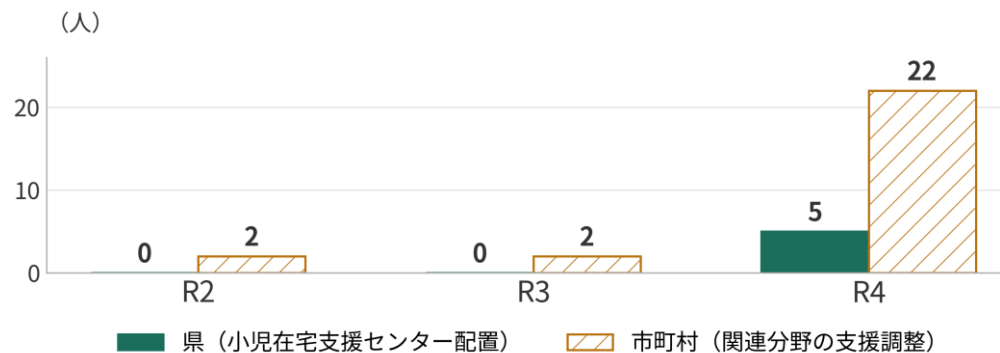
未更新

4 医療的ケア児に対する支援体制の状況

1 医療的ケア児等 コーディネーターの 配置人数の推移

🕒 現状値は関係課確認中(最新データ未反映)

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数は令和4年度に大きく増加。県5人、市町村22人です。



未更新

I 計画
策定

II 現状

III 基本
理念
施策の
体系

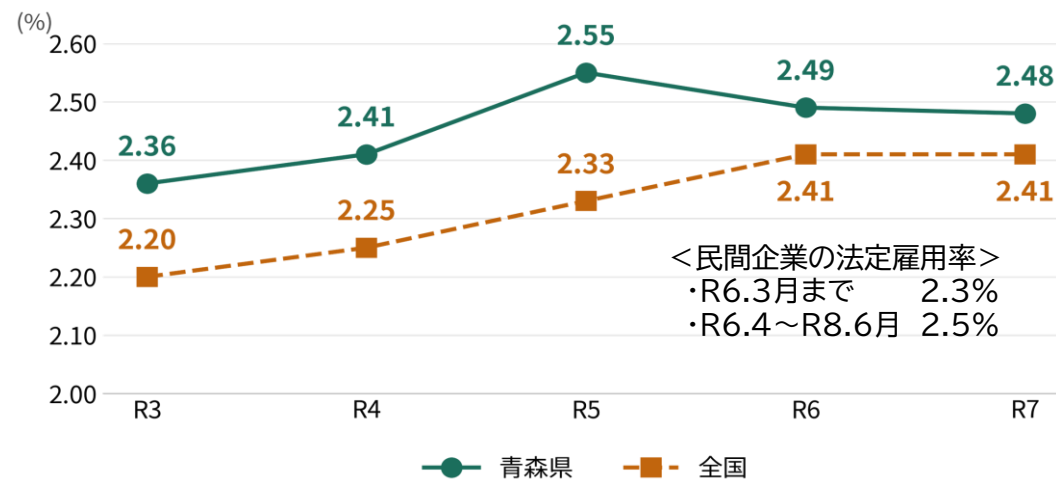
IV 施策
の
展開

5 障がい者の雇用状況

1 民間企業 実雇用率の推移(全国比較)

青森県の実雇用率は令和5年度2.55%まで上昇した後、令和7年度は2.48%と全国上回って推移している一方で、法定雇用率が引き上げられた令和6年度以降は法定雇用率を下回っています。

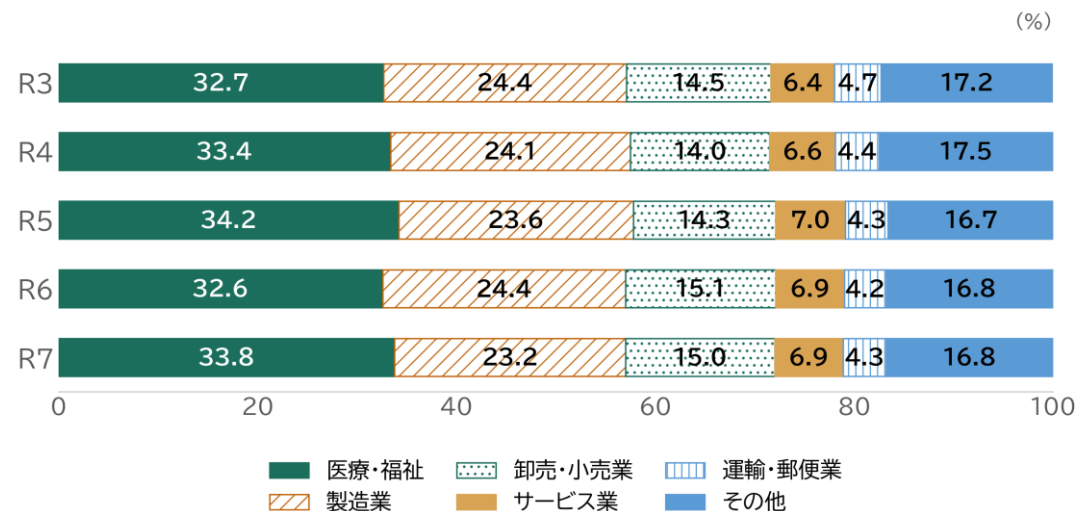
資料：青森労働局「雇用状況の集計結果」



2 産業別障がい者雇用状況の推移

産業別構成比(6分類)では医療・福祉の割合が最も高く、令和7年度は33.8%。製造業(23.2%)、卸売・小売業(15.0%)が続いています。

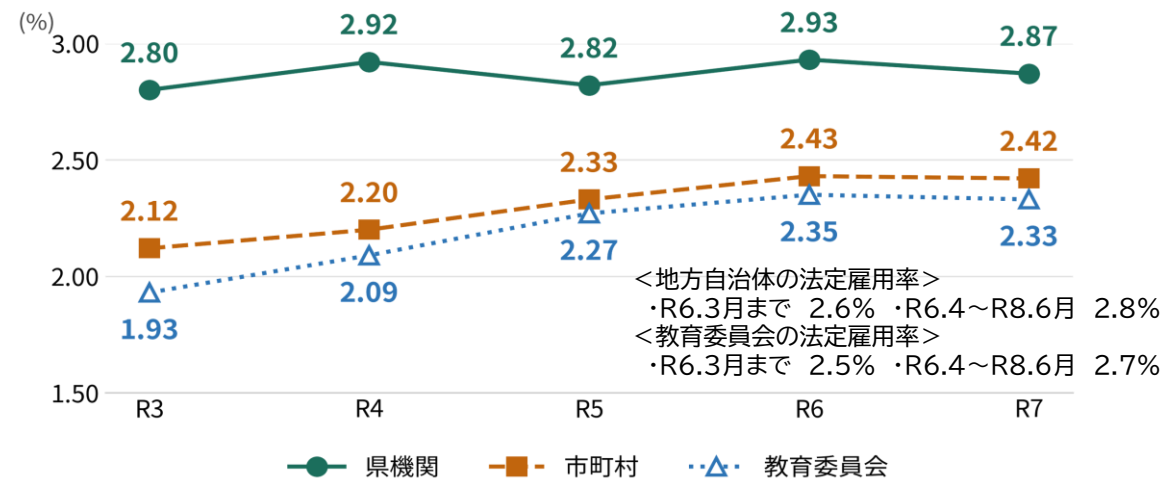
資料：青森労働局「雇用状況の集計結果」



3 地方公共団体の 実雇用率の推移

教育委員会・市町村の実雇用率は
上昇傾向が続いているものの、法
定雇用率には達していません。
一方、県機関は2.8～2.9%台で
推移しており、法定雇用率を上
回っています。

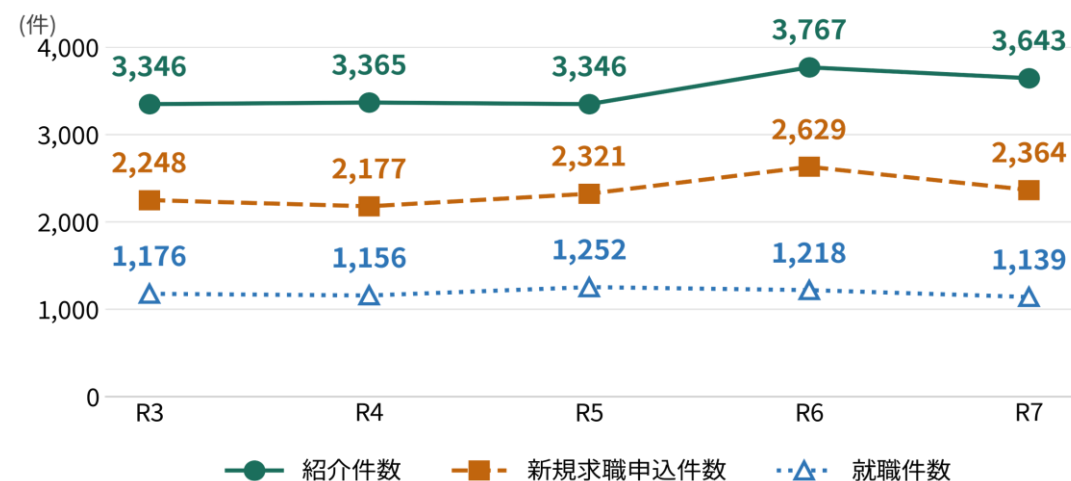
資料：青森労働局「雇用状況の集計結果」



4 障がい者の求職・ 就職件数の推移

新規求職申込・紹介・就職件数はい
ずれも増加基調にあります。令和7
年度の就職件数は1,139件で、令
和3年度から緩やかに増加してい
ます。

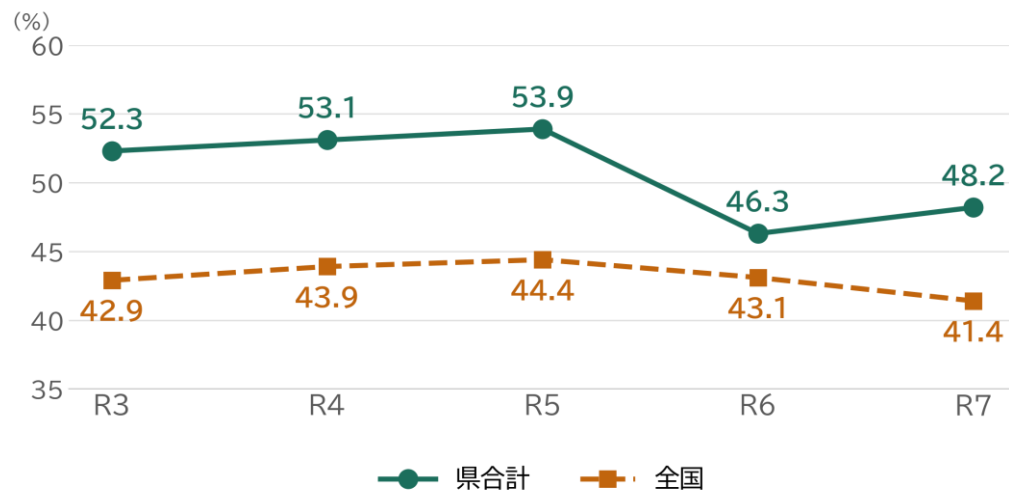
資料：青森労働局提供データ



5 障がい者の就職率の推移(県・全国)

県合計の就職率は全国を上回って推移しています。令和6年度に落ち込みましたが、令和7年度は48.2%まで回復しています(種別内訳は別掲)。

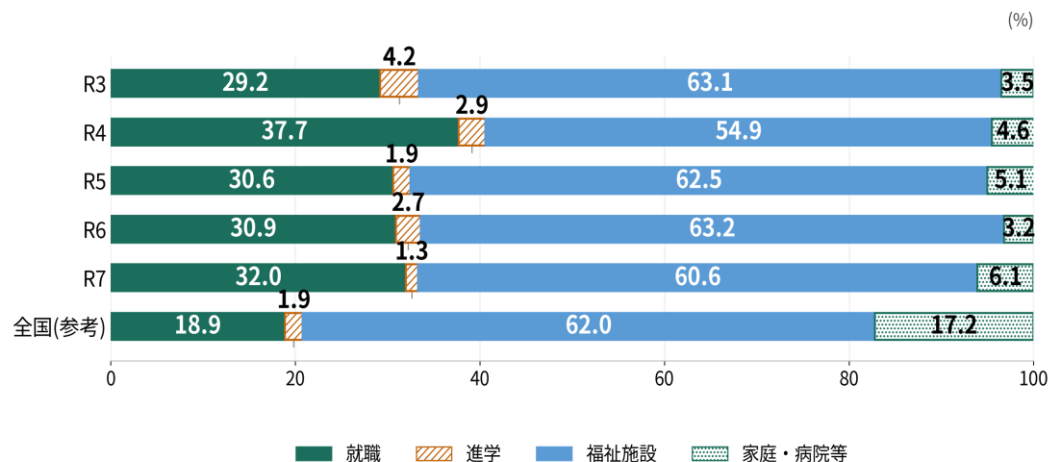
資料:青森労働局提供データ



6 特別支援学校卒業者の進路状況(全国比較)

特別支援学校高等部卒業者は、福祉施設利用が6割前後で推移しています。なお、就職の割合(令和7年度32.0%)は全国(18.9%)を上回っています。

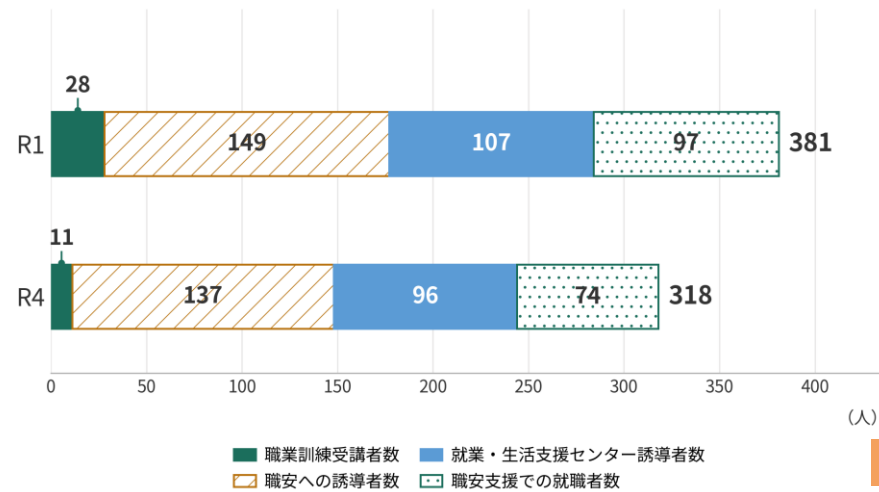
資料:教育庁学校教育課調査
(全国はR7年度参考値)



7 福祉施設から一般就労への移行支援実績

① 現状値は関係課確認中(最新データ未反映)

福祉施設から一般就労への移行に係る各種支援実績は、いずれもR1からR4にかけて減少しています。職安支援での就職者数は97人から74人へ減少しました。

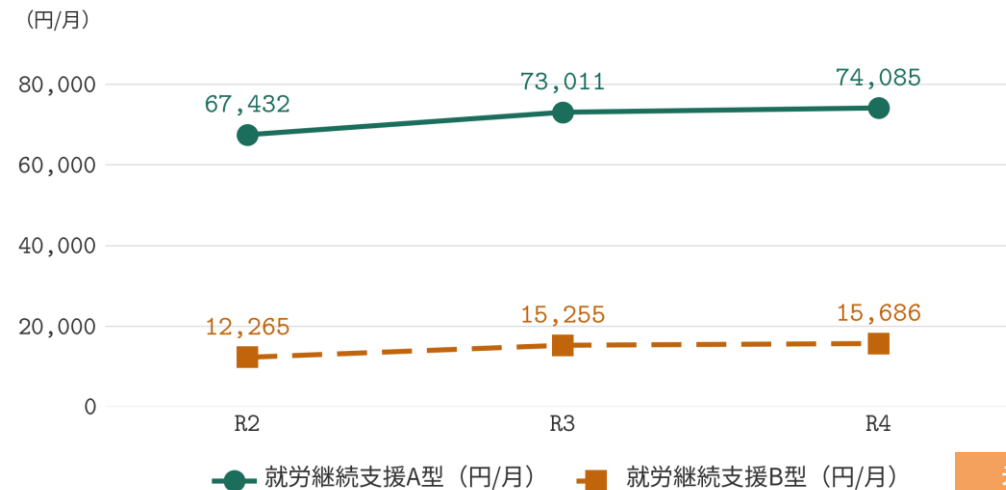


未更新

8 就労継続支援事業所の平均賃金(工賃)の推移

① 現状値は関係課確認中(最新データ未反映)

就労継続支援A型・B型ともに平均賃金(工賃)は増加傾向にあります。令和4年度はA型74,085円/月、B型15,686円/月となっています。



未更新

第5次青森県障がい者計画

Ⅲ 基本理念と施策の体系

1 基本理念

検 討 中

2 施策の体系

第4次青森県障がい者計画で定めた8つの施策の柱に着実に取り組んできた実績を踏まえつつ、本計画では、「障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくり条例(仮称)」の構成に即し、障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組として3施策、障がい者の自立や社会参加に向けた取組として9施策の合計12施策に再編して実施することとします。

I 計画
策定

Ⅱ現状

Ⅲ基本
理念
施策の
体系

Ⅳ施策
の
展開

1 障がい及び障がい者に対する
理解促進等に関する取組(1)
障がい及び障がい者に対する
理解促進及び普及啓発(2)
障がいを理由とする差別の禁止及び
差別の解消(3)
合理的な配慮の提供

2 障がい者の自立や社会参加に向けた取組

(1)
生活支援の充実(2)
生活環境の充実(3)
情報アクセシビリティの保障並びに
コミュニケーション手段の充実及び
選択の保障(4)
災害時における支援(5)
医療等を要する障がい者への支援(6)
教育の支援体制の整備及び充実等(7)
雇用及び就労の促進(8)
障がい者スポーツの推進(9)
文化芸術活動の推進

※現行計画の「横断的視点」(ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進、心のバリアフリー)は、独立した項目としては設定せず、「1(1)③合理的配慮の提供」をはじめ各施策の基底に内在化させる形で整理しています。

1 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組

(1) 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発

現状と課題

内閣府が令和4年に行った「障がい者に関する世論調査」によると、障がいの有無にかかわらず互いに尊重し合う「共生社会」という考え方を知っている人は48.5%、「言葉だけは聞いたことがある」人は31.5%にとどまっています。さらに、障がいのある人を手助けした経験が「ない」と答えた人にその理由を聞いたところ、「困っている障がい者を見かける機会がなかったから」が79.4%と最も高く、障がいのある人と接する機会自体が乏しいこと等が理解不足の背景にあることがうかがえます。

このような状況を踏まえ、あらゆる機会をとらえて広報・啓発の充実による障がい・障がい者への県民理解の促進を図るとともに、障がいのある人とな

い人が触れ合う機会の創出、各種委員会に障がい者本人を含める等障がい者の意見を聞く機会や、各種イベント等に障がい者が参加できる環境を整えていく必要があります。

障がいがある人もない人も暮らしやすい共生社会についての理解が必要です。

基本的方針

○ 県民一人ひとりが、「地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会」である「青森県型地域共生社会」の実現に向け、障がい・障がい者に対する県民理解を促進するための各種取組を推進します。

1	I 計画 策定
2	
3	
4	II 現状
5	
6	III 基本 理念 施策の 体系
7	
8	IV 施策 の 展開
9	
10	
11	
12	

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.11 5-(1)-①

県は、障がい及び障がい者に対する理解と関心が全ての県民の間で深まるよう、障がいのある子どもとない子ども、障がいのある人とない人、異なる障がいを持つ人同士等が共に活動し交流する機会を提供するとともに、障がいに関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

条例(骨子案) 資料1-1 P.11 5-(1)-①

県は、障がい及び障がい者に対する理解と関心が全ての県民の間で深まるよう、障がいのある子どもとない子ども、障がいのある人とない人、異なる障がいを持つ人同士等が共に活動し交流する機会を提供するとともに、障がいに関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

①障がい・障がい者への理解促進

①-1 【○】 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を図ります。

①-2 【△】 県・市町村職員に対する新採用職員研修等での理解促進に取り組むとともに、出前講座等を活用し企業における理解促進を図ります。

①-3 【 】 ボランティア活動を通じて、障がい者と関わる機会を設け、障がい・障がい者への理解促進のための取組を推進します。

- ①障がい・障がい者への理解促進
- ①-1 【○】 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を図ります。
- ①-2 【△】 県・市町村職員に対する新採用職員研修等での理解促進に取り組むとともに、出前講座等を活用し企業における理解促進を図ります。
- ①-3 【 】 ボランティア活動を通じて、障がい者と関わる機会を設け、障がい・障がい者への理解促進のための取組を推進します。

②障がい者週間をはじめとした広報・啓発活動

- ②-1 【○】 障がい・障がい者への理解を促進するため、障がい者の日を中心とした障がい者週間に合わせて、内閣府との共催による作文・ポスターの募集により、普及啓発を図ります。
- ②-2 【○】 障がい者の日を中心とした障がい者週間に合わせた事業、福祉教育の推進等により、障がい者に対する県民の意識啓発のための取組を推進します。
- ②-3 【○】 福祉意識の高揚や人権尊重の意識を普及、促進するため、テレビ、ラジオ、各種広報紙、さらにはインターネットなどによる広報活動を展開し、県民の福祉活動への理解と参加のための取組を推進します。
- ②-4 【○】 障がい者本人の意見を施策へ反映させるため、障がい者に直接関わる各種審議会等委員への障がい当事者、その家族の参画を推進します。

- ②障がい者週間をはじめとした広報・啓発活動
- ②-1 【○】 障がい・障がい者への理解を促進するため、障がい者の日を中心とした障がい者週間に合わせて、内閣府との共催による作文・ポスターの募集により、普及啓発を図ります。
 - ②-2 【○】 障がい者の日を中心とした障がい者週間に合わせた事業、福祉教育の推進等により、障がい者に対する県民の意識啓発のための取組を推進します。
 - ②-3 【○】 福祉意識の高揚や人権尊重の意識を普及、促進するため、テレビ、ラジオ、各種広報紙、さらにはインターネットなどによる広報活動を展開し、県民の福祉活動への理解と参加のための取組を推進します。
 - ②-4 【○】 障がい者本人の意見を施策へ反映させるため、障がい者に直接関わる各種審議会等委員への障がい当事者、その家族の参画を推進します。

(2) 障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消

現状と課題

内閣府が令和4年に行った「障がい者に関する世論調査」によると、「障がいを理由とする差別や偏見がある」と答えた人が、88.5%という結果となっている一方、「障害者差別解消法」を知っていると答えた人は24.0%にとどまり、法の周知が十分に進んでいない状況にあります。

令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと強化されており、県民・事業者双方に対する法の周知や、障がいを理由とする差別の禁止についての理解促進が急務となっています。

このような状況を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する広報・啓発の充実を図るとともに、障がい者からの相談に的確に対応できる体制の整備・充実を進めていくことが必要です。

基本的方針

- 障がいを理由とする差別を解消するため、国や市町村、関係団体と連携し、障害者差別解消法の一層の周知を図るとともに、障がい者差別に関する相談窓口の普及啓発を推進します。
- 障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、権利擁護に関する広報・啓発を行うとともに、相談支援体制の適切な運営を推進します。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

1	I 計画策定	主な取組	
		条例(骨子案) 資料1-1 P.11 5-(1)-②- i 県はすべての障がい者とその家族が障がいを理由とする差別により権利利益を侵害されることなく、安心して暮らすことができるよう、県民及び事業者の理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	
3	II 現状		
4			
5	III 基本理念 施策の 体系	①障がいを理由とする差別の禁止と理解促進のための普及啓発	
6		①-1 【○】 精神障がい者に対する偏見や差別を解消し、社会参加を促進するため、家族会や当事者の会の活動を支援するとともに周知の充実を図ります。 ①-2 【△】 市町村等を対象に、専門職(社会福祉士、弁護士)による障がい者の虐待対応等権利擁護に関する相談を実施します。	
7	IV 施策の 展開	条例(骨子案) 資料1-1 P.11 5-(1)-②- ii 県は、障がいを理由とする差別に関する障がい者とその家族からの相談に的確に応ずることができるよう、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。	
8			
9		②障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備	
10		②-1 【△】 障がいを理由とする差別及び人権侵害の防止に向け、国・市町村・関係団体と連携しながら障害者差別解消法及び障害者差別相談窓口の周知を図るとともに、県及び各市町村の相談窓口における相談者への助言・情報提供や相談支援体制の整備・充実に取り組みます。	
11			
12			

(3) 合理的な配慮の提供

現状と課題

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供が法的義務へと強化されました。内閣府が令和4年に行った「障がい者に関する世論調査」でも、必要な配慮や工夫が行われなかった場合に「障がいを理由とする差別」に当たる場合があると思うと答えた人は64.7%にとどまっており、事業者における合理的配慮の理解促進と、具体的な提供体制の整備を図ることが必要です。

基本的方針

- 令和6年4月の改正障害者差別解消法による事業者の合理的配慮提供の義務化について、事業者・県民への周知を図ります。
- 行政機関や事業者が的確に対応できるよう、合理的配慮に関する理解促進と提供体制の整備を進めます。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

	1	I 計画 策定
	2	
主な取組	3	II 現状
条例(骨子案) 資料1-1 P.12 5-(1)-③- i 全ての行政機関及び事業者は、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の提供を的確に行うため、あらかじめ自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。	4	
条例(骨子案) 資料1-1 P.12 5-(1)-③- ii 全ての行政機関及び事業者は、障がい者又はその家族等から社会的障壁を取り除くための対応を求められたときは、建設的対話に努めるとともに、障がいの性別、年齢及び障がいの状態等に応じて合理的な配慮の提供を行うものとする。	5	III 基本 理念 施策の 体系
	6	
①合理的配慮の的確な提供に向けた環境整備	7	IV 施策 の 展開
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	

2 障がい者の自立や社会参加に向けた取組

(1) 生活支援の充実

現状と課題

利用者本位の考え方に立って、性別、年齢、障がいの状態による個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する必要があります。また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、NPO等による社会貢献活動の促進や障がい者の権利擁護を推進し、地域生活を支援する必要があります。

基本的方針

- 障がい者が、地域で安心して暮らすことができるようにするため、市町村における保健・医療・福祉等の各種サービスの一体的かつ広域的な提供体制の構築を推進します。また、福祉サービス等の利用者の利便性を向上するため、市町村における総合相談窓口の適切な運営やサービス利用手続きの簡素化を推進します。さらに、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向上を図るため、サービス内容を客観的に評価し、公表する第三者評価機関による評価体制の適切な運営を推進します。
- 障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳に相応しい日常生活や社会生活を地域で営むことができるようにするため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実を図ります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「青森県障がい福祉サービス実施計画」において、在宅サービス等を含め障害福祉サービスの必要見込量を定め、計画的にサービスを提供します。
- 障がい者が地域で安心して生活できるようにするため、障害福祉サービス制度とともに、地域生活の支援に必要なサービスの充実を図ります。また、障がい者の日常生活や社会生活における利便性を高め、経済的負担の軽減を図るため、相談・生活支援や情報提供支援を行う体制の適切な運営を推進するとともに、医療費助成や福祉用具の給付、各種手当の支給等を適時適切に行います。
- 精神障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるようにするため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、県民を対象とした自殺対策や「ひきこもり」支援対策として、こころの健康づくりのための相談体制の適切な運営等を推進します。
- 社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質に対する利用者等からの苦情相談を解決するため、第三者機関による苦情相談解決体制の適切な運営を推進します。
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、障がい者虐待の防止に関する広報・啓発を行うとともに、市町村と連携した虐待防止体制の適切な運営を推進します。

1	I 計画策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本理念・施策の体系
6	
7	IV 施策の展開
8	
9	
10	
11	
12	

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①- i

県は、障がい者の福祉に係る施策の拡充、障がい者に対する福祉サービス及び相談支援の充実その他必要な支援を行うものとする。

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①- i

県は、障がい者の福祉に係る施策の拡充、障がい者に対する福祉サービス及び相談支援の充実その他必要な支援を行うものとする。

①利用者本位の生活支援体制の整備

①-1 【 】 市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステムの維持・発展の支援、また広域的な支援体制の充実に係る取組を推進します。（要修

- ①利用者本位の生活支援体制の整備
- ①-1 【 】 市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステムの維持・発展の支援、また広域的な支援体制の充実に係る取組を推進します。(要修正。)
- ①-2 【△】 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進に係る取組を推進します。
- ①-3 【○】 地域で生活を営む精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や交流活動を行うことにより、精神障がい者の地域移行と自立を支援します。
- ①-4 【 】 一つの窓口、一度の手続きで行政サービスを受けられる「ワンストップサービス」に取り組むよう市町村を支援します。
- ①-5 【 】 行政手続オンライン化の推進により、各種サービスの利用手続きの簡素化に取り組みます。
- ①-6 【○】 第三者評価機関が専門的・客観的な立場からサービスの評価を行い、福祉サービスの質を向上させ、利用者に良質で適切なサービスを提供できるよう、制度の適切な運営の確保を図ります。併せて、評価結果を公表し、利用者の選択に資する情報提供を推進します。
- ①-7 【○】 利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択ができるよう障害福祉サービス等情報公表制度の適正な運用を推進します。
- ①-8 【○】 障がい者、その保護者、介護者などの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助に取り組めます。また、県及び市町村において、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を推進します。

②権利擁護・苦情相談解決体制の充実

- ②-1 【 】 知的障がい者など判断能力が不十分な人に対して、その権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、成年後見制度を活用するとともに、県社会福祉協議会内に設置している「青森県地域福祉権利擁護センター」を中心として実施する日常生活自立支援事業の充実を推進します。
- ②-2 【 】 保護者の高齢化等に対応するため成年後見制度の普及啓発を図ります。
- ②-3 【 】 苦情解決の仕組みに客観性を持たせ、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を確保して、利用者の権利擁護に係る取組を推進します。
- ②-4 【 】 公正・中立な観点から第三者機関である「青森県運営適正化委員会」により苦情解決体制を充実して、当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情を公正に解決し、適正な福祉サービスの実現のための取組を推進します。

③障害福祉サービス等の充実

- ③-1 【○】 障がい者の地域生活への移行を進める観点から、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援)を、必要に応じ提供できるようサービス量の確保のための取組を推進します。
- ③-2 【△】 現在施設を利用している人や新しくサービスを利用したい人が、希望する日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援、療養介護、短期入所)を受けることができるようサービス量の確保のための取組を推進します。
- ③-3 【○】 施設の整備については、障がい福祉サービス実施計画を基に、地域のニーズや必要性を考慮しながら、適正かつ計画的な整備を推進します。また、入所施設については、真に必要なものの整備にとどめることとし、整備する場合には、プライバシーに配慮して個室化やバリアフリー化を進める等住環境の向上のための取組を推進します。
- ③-4 【○】 入所施設や病院等からの地域生活への移行を進めるために、居住系サービスのうち地域での居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)の充実及び自立生活援助の利用を推進するほか、相談支援事業(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)の利用を推進します。
- ③-5 【△】 労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労選択支援事業所及び就労定着支援事業所を計画的に整備し、教育、労働の各分野とも連携を図りながら、施設から就労への移行及び定着を図ります。

1	Ⅰ計画 策定
2	
3	Ⅱ現状
4	
5	Ⅲ基本 理念 施策の 体系
6	
7	Ⅳ施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

④地域生活支援サービスの充実

- ④-1 【○】 在宅の障がい者が、積極的に社会参加し、生活の質を高めることができるよう、福祉展や福祉大会の開催を支援するほか、障がい者の自主的な活動を支援するなど社会参加の促進を図ります。
- ④-2 【○】 市町村が実施する補装具・日常生活用具の給付等を支援し、身体障がい者等の社会参加の促進を図ります。
- ④-3 【△】 重度・重複障がい者(盲ろう者等を含む)、高次脳機能障がい者、強度行動障がい者等への支援のあり方の検討を推進します。
- ④-4 【○】 市町村障がい者生活支援センターの活用や身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の配置等により、身近な地域において、障がい者に対する総合的な相談・生活支援・情報提供を行う体制の整備を支援します。
- ④-5 【 】 社会福祉事業者によるサービス内容の情報の提供の促進を図ります。
- ④-6 【 】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づく、居住支援法人、居住支援協議会等と連携を図るとともに、自立生活援助と居住支援法人の連携等を推進し、障がい者が希望する一人暮らし等のための住宅確保の支援を図ります。
- ④-7 【 】 公営住宅等の供給や優先入居の措置等の促進を図ります。
- ④-8 【 】 医療・健康福祉分野における新たな産業づくりをめざす「青森ライフイノベーション戦略」を着実に推進し、本県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成を推進します。
- ④-9 【 】 障がい児を抱える世帯に対して支給される特別児童扶養手当の適正な認定を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ④-10 【○】 在宅の重度心身障がい者(児)に対して支給する特別障がい者手当、障がい児福祉手当の適正な給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ④-11 【○】 心身障がい者扶養共済制度の普及啓発を図ります。
- ④-12 【 】 障がい者等に係る自動車税の減免制度等税制の優遇措置の普及啓発を図ります。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

⑤NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進

- ⑤-1 【 】 ボランティア活動等が地域社会を支える大きな力となり、健全な発展が図られるよう、情報の収集・提供、学習機会の提供等、活動の特性である自主性・自発性を尊重した様々な支援を行い、ボランティア活動等に取り組みやすい環境整備を推進します。
- ⑤-2 【 】 小・中学校、高等学校の児童・生徒を対象に障がい者の理解を深め、福祉活動を体験し、思いやりの心や地域社会における助け合いの心を育むため、福祉教育を推進します。
- ⑤-3 【 】 地域社会におけるボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成、相談、登録、あっせん、ボランティア情報紙の発行、ボランティア保険料の一部助成を推進します。
- ⑤-4 【 】 社会福祉法人、市民活動、NPO、ボランティアなどと連携し、福祉サービスが効果的に行われるような福祉ネットワークづくりや、地域特性を生かした先駆的な事業、福祉施設機能を活用しての地域福祉活動などを支援します。
- ⑤-5 【 】 市町村社会福祉協議会を中心に、地域や近隣のボランティアを組織し、障がい者への見守り活動を支援します。

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①-ii

県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の育成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑥障がい福祉に係る人材の育成及び資質の向上

- ⑥-1 【 】 訪問介護を提供するために必要な知識・技術を有する訪問介護員の養成を図ることを目的とした介護員養成研修を行う養成研修事業者の指定を推進します。
- ⑥-2 【 】 福祉サービスに対する理解と関心を高め、福祉サービス事業所への就労を促進するため、青森県社会福祉協議会を青森県福祉人材センターに指定し、社会福祉事業者の従事者・従事志望者の就職のあっせんや相談等の援助、及び啓発・広報事業を行い、地域における福祉マンパワーの確保を推進します。
- ⑥-3 【○】 精神保健福祉従事者の専門知識の向上、処遇技術の取得を推進します。
- ⑥-4 【○】 サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成、サービス提供に直接必要な担い手を確保し、資質向上のための研修を計画的に推進します。
- ⑥-5 【○】 障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、同様の障がいのある人の相談に応じたり、社会参加や地域での交流、問題解決などを支援するピアサポーターを養成し、その活動を支援します。また、地域相談支援事業所等が円滑に「ピアサポート体制加算」を取得できるよう研修の充実を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①-iii

県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者等への啓発及び研修を行うとともに、市町村における虐待対応体制整備の強化について必要な支援に努めるものとする。

⑦障がい者虐待の防止に向けた啓発及び研修

- ⑦-1 【△】 障がい者権利擁護センター機能を有する県及び障がい者虐待防止センター機能を有する市町村が、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、虐待防止体制を整備し、虐待の防止・早期発見・早期対応への取組を推進します。
- ⑦-2 【○】 障がい者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業者の設置者・管理者 及び従事者向けの研修を実施します。
- ⑦-3 【○】 各指定障害福祉サービス事業所等において、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合の対応を事業者等の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①-iv

県は、障がい児の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援するものとする。

⑧障がい児の発達・自立・社会参加の支援

- ⑧-1 【○】 障がい児が身近な地域で障がい特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、障害児通所支援等の提供体制の整備等に取り組みます。
- ⑧-2 【 】 障がいの有無に関わらず、必要な保育が行われるよう、県の子ども・子育て支援に係る計画の推進を通じて、市町村に対し、需要に応じた保育の提供を働きかけていくとともに、保育所等において障がい児保育を実施するに当たって必要な整備・改修に対する助成を推進します。
- ⑧-3 【 】 障がい児の保育に当たり、関係機関と連携を図りながら職員の支援技術向上に取り組みます。
- ⑧-4 【 】 障がい児の放課後・夏休みの居場所を確保するため、放課後児童クラブ等での障がい児の受け入れを促進するとともに、障がいの有無に関わらず児童がともに安全に過ごすことができるよう、活動内容や環境について必要な配慮を促します。
- ⑧-5 【○】 障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、同様の障がいのある人の相談に応じたり、社会参加や地域での交流、問題解決などを支援するピアサポーターを養成し、その活動を支援します。また、地域相談支援事業所等が円滑に「ピアサポート体制加算」を取得できるよう研修の充実を図ります。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①-v

県は、医療的ケア児、重症心身障がい児、発達障がい児等専門的支援が必要な障がい児及びその家族への支援のため、地域における連携体制を強化するものとする。

⑨医療的ケア児等への地域における連携体制の強化

- ⑨-1 【○】 発達障がい児(者)やその家族が在宅で安心して生活できるよう、日常的な相談への対応や本人及び家族同士が集まる場を提供し、ネットワークの構築を推進します。
- ⑨-2 【○】 発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児(者)に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関との支援体制ネットワークの充実を図ります。また、研修等の実施により、支援者の技術向上に取り組みます。

条例(骨子案) 資料1-1 P.13 5-(2)-①-vi

県は、障害福祉サービス事業者が、適正なサービスを提供し、また高い倫理観をもって事業を運営できるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

⑩障害福祉サービス事業者への指導及び監督

- ⑩-1 【○】 事業者等の育成支援を目的とした実地指導を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導により事業者への周知を図ります。
- ⑩-2 【○】 給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。
- ⑩-3 【○】 利用者に影響を及ぼす事故や災害が発生した場合に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や危機に対応できる体制づくりについて助言・指導等に努めるとともに、事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。
- ⑩-4 【 】 感染症拡大時においても、障がいのある人が障害福祉サービス等を継続して利用できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるクラスターの防止等適切な指導を推進します。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

県は、障がい児が入所する施設において、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、できる限り家庭的環境の中で養育されるよう支援するものとする。

⑪障がい児入所施設における家庭的養育環境の整備

- ⑪-1
- 【 】
- 児童養護施設等では、軽度の知的障がいや発達障がいのある児童が増加しており、家庭環境上の問題とあいまって、その自立支援には高度な専門性が求められることから、一人ひとりの障がい特性に着目しながら、支援が継続して得られるよう、施設の重層化・体系化を推進するとともに、職員の資質の向上、児童の発達支援・心理的ケア体制の強化を図り、施設の機能強化を推進します。

1	Ⅰ計画 策定
2	
3	Ⅱ現状
4	
5	Ⅲ基本 理念 施策の 体系
6	
7	Ⅳ施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

(2) 生活環境の充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るためには、建築物、公共交通機関、道路等の居住環境や移動手段が、障がい者にとって利用しやすい環境となっていることが求められます。このため、住宅や公共的施設等のバリアフリー化を推進し、公共交通機関や道路等歩行空間などが障がい者にも利用しやすい環境となるよう整備を進めるとともに、これらに関する県民の理解促進を図る必要があります。

令和7年6月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令の改正により、多目的トイレの各階設置義務化、車椅子使用者用駐車スペースの設置基準強化、劇場等の客席におけるバリアフリー基準の新設など、施設のバリアフリー基準が引き上げられました。

基本的方針

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる住環境の整備を図るため、「あおもりユニバーサル推進基本方針」等に従い、幅広い分野でユニバーサルデザインの考え方に基づく取組を普及啓発するとともに、「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、建築物や交流空間等のバリアフリー化と心のバリアフリーの啓発を推進します。
- 障がい者が安全に安心して自由に移動できる環境の整備を図るため、「青森県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、歩道や交通機関等のバリアフリー化を推進します。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.14 5-(2)-②- i

県及び事業者は、全ての障がい者が安全で安心して暮らし、自由に移動し、地域の様々な活動に参加することができるよう、建物、道路、交通機関その他の生活環境のバリアフリー化等を進めることにより、福祉のまちづくりと生活環境の充実に取り組むものとする。

①福祉のまちづくりと生活環境のバリアフリー化

- ①-1 【○】 「青森県福祉のまちづくり条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備促進及び心のバリアフリーの普及啓発を図ります。
- ①-2 【 】 障がい者の快適な利用、交流の場、健康づくりのために、公園・緑地や水辺空間の整備を促進し、さらにこれらの公園・緑地内では障がい者が円滑に移動及び利用できるような施設を設置する等その充実を図ります。
- ①-3 【 】 視覚障がい者用信号機、高齢者等感应式信号機等の整備を推進します。
- ①-4 【 】 エレベーターの設置など、鉄道駅のバリアフリー化の支援、ノンステップバスやワンステップバス車両導入の支援、福祉有償運送に係る情報提供を図ります。
- ①-5 【 】 運転免許取得を希望する身体障がい者に対する運転適性相談を行うほか、停止処分者講習(中、長期)及び違反者講習を受講する身体障がい者には、希望により本人が使用する車両による実車指導を実施します。
- ①-6 【 】 公共交通機関において、文字表示での案内等によるバリアフリー化の取組を支援します。
- ①-7 【 】 障がい者からの事件・事故等の緊急通報を受理するため、警察で運用している「110 番アプリシステム」、「ファックス110番」及び「メール110番」の普及啓発を図ります。
- ①-8 【 】 消費者被害の未然防止を図るため、関係機関や地域団体等とも連携しながら、悪質商法などの被害に遭わないため、わかりやすい情報提供及び消費者への普及啓発を図ります。
- ①-9 【 】 春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動等を通じて、地域、家庭における交通安全意識の普及啓発を図り、障がい者の交通事故の未然防止を図ります。
- ①-10 【 】 警察職員に対し、障がいのある人に対して適切に対応できるよう、障がい及び障がい者に対する理解を深めるための教養に取り組むとともに、あらゆる現場での相手の立場に立った警察活動を推進します。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

条例(骨子案) 資料1-1 P.14 5-(2)-②- ii

県及び事業者は、障がい者の安全な歩行を確保するため、点字ブロックの上やその付近に物を放置するなど、その機能を妨げる行為をしないものとする。

②安全な歩行確保のための点字ブロック機能の保持

②-1 【○】 歩道については、安全で快適に利用できるように整備を行い、歩行空間の確保を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.14 5-(2)-②- iii

県民及び事業者は、障がい者とその家族等の移動の安全を確保するため、青森県おもいやり駐車場をはじめとする障がい者等用駐車場の適正な利用に努めるものとする。

③障がい者等用駐車場の適正な利用の推進

③-1 【○】 公共的施設における障がい者等用駐車区画の適正な利用についての理解と普及啓発を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.14 5-(2)-②- iv

県民は、駅、道路、商業施設等において、車いす使用者、白杖携行者、補助犬同伴者、ヘルプマーク等装着者その他障がい者であることが推測される者等の近くを通行する際は、その安全な移動に十分配慮し、必要に応じて声を掛け、又は道を譲る等の思いやりをもった行動に努めるものとする。

④障がいのある人の移動に対する配慮

④-1 【○】 重度の視覚障がい者の行動範囲を拡大するため、また、重度の肢体不自由者や聴覚障がい者の日常生活補助を行うため、盲導犬、介助犬、聴導犬の貸与を推進します。公共的施設における障がい者等用駐車区画の適正な利用についての理解と普及啓発を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.14 5-(2)-②- v

県民は、公共交通機関の優先席、多目的トイレ、多目的エレベーターその他障がい者等のために設けられた施設・設備を尊重し、それらの円滑かつ適正な利用を妨げないよう努めるものとする。

⑤障がい者等用施設・設備の尊重と適正利用

⑤-1 【 】 高速道路等のサービスエリア・パーキングエリアや主要な幹線道路で整備を進めている「道の駅」に障がい者等の利用に配慮したトイレ、駐車スペースの設置の促進を図ります。

1	Ⅰ計画 策定
2	
3	Ⅱ現状
4	
5	Ⅲ基本 理念 施策の 体系
6	
7	Ⅳ施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

(3) 情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及び選択の保障

現状と課題

電話リレーサービス、ヨメテル、アイコサポート、視線入力ソフトについて触れる形で修正予定。

ICT、AI技術等のデジタル技術が進展し、自分に合ったスタイルでデジタル機器・サービスの利用が可能となっているデジタル社会において、全ての障がい者が、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じ、情報の取得や円滑な意思疎通を図ることが可能となってきています。障がい者の個々の能力を引き出すことを可能とする機器が開発されてきています。障がい者の「情報力」向上を図るための施策を進め、多様なコミュニケーション手段の確保等を推進する必要があります。また、障がいの有無や障がいの程度に関わりなく、情報が行き届くよう、字幕や手話付テレビ広報番組の制作や、点字図書や録音図書等の普及、インターネットの利活用などアクセシビリティの拡大に配慮するとともに、これらのサービス等についてより広く周知していく必要があります。加えて、公共機関においては、手話通訳のできる職員を窓口配置する等、障がい者が安心して暮らせるよう職場及び県民の理解促進を図る必要があります。

基本的方針

- 障がい者がICT等のデジタル技術を活用して、日常生活や社会生活において必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、様々な場面でインターネットの利活用などによるアクセシビリティに配慮した取組により、情報バリアフリー化を推進します。
- 「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会において、他者と交流し、情報を伝達し、互いの感情を理解し合い、円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、障がい者にとっての多様な意思疎通手段についての県民の理解を促進するとともに、障がい者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。
- 「青森県手話言語条例」の趣旨に基づき、手話は音声言語とは異なる独自の言語体系を有する言語であり、ろう者が日常生活等において、手指の動き、表情等により思想、感情等を表現するために使用してきたことを踏まえ、ろう者が手話を使用して日常生活や社会生活を安心して営むことができるようにするため、手話が言語であることについての県民の理解を促進するとともに、手話を習得する機会を確保するための取組を推進します。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会において、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、障がい者が地域に関わらず等しく必要な情報を十分に取得するとともに、障がい者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点で取得することができる環境の整備を推進します。
- 読書バリアフリー法の趣旨に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、視覚障がい者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及及びその量的拡充や質の向上を図るとともに、障がいの種類及び程度に応じた配慮を行うことにより、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.15 5-(2)-③-i

県は、障がい者が必要な情報を円滑に取得し、利用すること及びコミュニケーション手段を選択することができるよう、情報通信技術を活用する機会の拡大等により情報発信を行うとともに、情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及びその選択の保障を図る施策を講ずるものとする。

①ICT等デジタル技術を活用した情報バリアフリー化の推進

- ①-1 【△】 障がいに応じた情報通信機器(ICT)等の普及啓発を図るほか、情報通信機器等を用いる際に特段の配慮を要する障がい者を支援します。
- ①-2 【○】 聴覚障がい者のための字幕、手話付きDVD等による情報提供を図ります。
- ①-3 【 】 障がい者向けに情報通信技術(ICT)に関する基礎的技能講習開催に取り組みます。
- ①-4 【○】 県等のホームページ等において情報バリアフリー化を推進します。

②情報アクセシビリティの推進

- ②-1 【○】 視覚障がい者情報センター(点字図書館)及び聴覚障がい者情報センターによる情報提供体制の充実を図ります。
- ②-2 【 】 障がい者が情報取得等に資する機器等を利用できるようにするため、講習会等を実施するとともに、障がい者へ機器等の利用方法を指導する人材育成に取り組みます。
- ②-3 【○】 聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律(電話リレーサービス法)による電話リレーサービスの制度周知や利用促進の充実を図ります。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

③読書バリアフリーの推進

③-1	【○】	アクセシブルな書籍等(視覚障がいや発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすい書籍等)の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を充実するとともに、継続的なサービス体制の整備に取り組みます。	1	I 計画 策定
③-2	【○】	アクセシブルな書籍等の利用について、市町村立図書館等に対する情報提供、視覚障がい者等による十分かつ円滑な利用に係る取組を推進します。	2	
③-3	【○】	視覚障がい者等がインターネットを利用してアクセシブルな書籍等を十分かつ円滑に利用できるようにするため、サピエ図書館のサービスについて周知を行い、利用促進を図ります。	3	
③-4	【○】	特定書籍・特定電子書籍等の製作について、製作に係る基準の作成等、質の向上に取り組みます。	4	II 現状
③-5	【○】	アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障がい者等が入手及び習得するため、必要な支援等に取り組みます。	5	
③-6	【○】	特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用の促進を図ります。	6	III 基本 理念 施策の 体系
③-7	【○】	アクセシブルな書籍等の円滑な利用の支援の充実のため、市町村立図書館や公民館図書室等職員、学校図書館担当者を対象とした研修等において、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて取り上げ、当該職員の資質向上に取り組みます。	7	
条例(骨子案) 資料1-1 P.15 5-(2)-③-ii			8	IV 施策 の 展開
意思疎通手段の利用や習得の促進、意思疎通手段を利用した情報の発信及び意思疎通支援者等の養成等については、「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」及び「青森県手話言語条例」の定めるところによる。			9	
④「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の施策の推進			10	
④-1	【○】	「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できるよう、多様な意思疎通手段があることの理解促進及び意思疎通手段の利用の機会の拡大を図ります。	11	
④-2	【○】	地域における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーション支援に向け、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、聴覚障がい者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。	12	
④-3	【○】	地域における視覚障がい者の円滑なコミュニケーション支援に向け、点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障がい者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。	13	
④-4	【○】	地域における盲ろう者の円滑なコミュニケーション支援に向け、指文字、触手話等により通訳を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、盲ろう者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。	14	

④-5	【○】	地域における失語症者の円滑なコミュニケーション支援に向け、失語症者向け意思疎通支援者を養成し、失語症者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。		
④-6	【○】	障がい者が情報を円滑に取得できるよう、障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用し、情報発信の充実を図ります。	1	Ⅰ計画 策定
④-7	【○】	障がいのある児童生徒等の教育に関わる教職員を対象に、意思疎通手段及び手話に関する知識向上のための研修に取り組みます。	2	
④-8	【○】	視覚障がい者、聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者、内部障がい者等に対する点字、手話、発声訓練、オストメイト社会適応訓練等の更生訓練を行うほか、一般県民に対する点字や手話の研修を行い、意思疎通支援の充実を図ります。	3	Ⅱ現状
④-9	【○】	聴覚障がい者の意思疎通支援の推進を図るため、要約筆記者が現地に出向かなくても、在宅から遠隔による要約筆記ができる環境の整備に取り組みます。	4	
④-10	【○】	障がい者とその他の者の意思疎通の支援を行う意思疎通支援者の確保、養成及び資質向上のため、研修実施に取り組みます。	5	Ⅲ基本 理念 施策の 体系
④-11	【○】	障がい者の意思疎通を支援する人財を確保し、資質向上のための研修を計画的に推進します。	6	
⑤「青森県手話言語条例」の施策の推進			7	Ⅳ施策 の 展開
⑤-1	【○】	手話の習得を必要とする聴覚障がい者及びその家族等並びにろう者の家族等が手話を習得することができるようにするため、手話の習得機会の提供に取り組みます。	8	
⑤-2	【○】	手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等に取り組みます。	9	
			10	
			11	
			12	

(4) 災害時における支援

現状と課題

本県は、東日本大震災や大雨などさまざまな災害を経験し、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域の見直しに取り組んできたところですが、近年は気候変動の影響もあり、局地的な大雨や洪水が激甚化する一方、地震や津波といったリスクにも備えていく必要があります。

このような状況に対し、年齢、性別、障がいの有無等の県民の多様な視点を取り入れた防災対策を確立するため、公助に係る取組等を周知しつつ、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高める必要があります。

令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、令和6年12月には福祉避難所等の確保・運営に関する国の指針も改定されており、市町村における作成促進と福祉専門職との連携強化が引き続き課題となっています。

R8.3.27制定の青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例や市町村における個別避難計画の作成状況に触れる形で修正予定。

基本的方針

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるようにするため、防災意識や障がい者等避難行動要支援者の安全確保に関する普及啓発を図るとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援及び事前の福祉避難所の確保等のための取組を推進します。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.16 5-(2)-④- i

県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がい者とその家族等に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。

①災害時等における多様な情報提供手段の確保

- ①-1 【 】 コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がい者に対する意思疎通の確保の促進を図ります。
- ①-2 【 】 災害や危機の発生時にあっても、県民が十分に情報を入手し、活用できる環境づくりを進めます。また、やむを得ない緊急時を想定し、各市町村において障がい者の情報開示の方法について検討するとともに、災害時の情報伝達方法について検討します。

条例(骨子案) 資料1-1 P.16 5-(2)-④- ii

県は、災害時等における障がい者とその家族等の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。

②避難所における情報伝達を支える人材の育成

- ②-1 【 】 防災知識の普及、訓練等の機会を活用し、障がい者等避難行動要支援者の安全確保に関する啓発普及を図ります。
- ②-2 【 】 災害時における障がい者等に配慮した避難体制構築や様々な災害や危機を想定したマニュアルの整備や訓練の実施に取り組みます。
- ②-3 【 】 県民の自助・共助の取組を促進し、定着を図るため、自主防災組織の結成・スキルアップや女性(婦人)防火クラブ及び防災ボランティアの活動促進など、地域ぐるみの防災活動の充実を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.16 5-(2)-④-iii

県は、市町村が医療的ケア児及び重症心身障がい児を含む避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、又は見直すことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

③医療的ケア児等の個別避難計画作成の支援

- ③-1 【 】 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な指定福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮、指定福祉避難所への直接避難等が行われるよう市町村の取組を支援します。
- ③-2 【 】 社会福祉施設、病院等自力による避難が困難な人が多数入所している避難行動要支援者関連施設の耐震性強化等安全性の確保を図るほか、防火安全・防災対策の徹底を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.16 5-(2)-④-iv

県は、災害時等に障がい者とその家族等が必要に応じて福祉避難所等に避難できるよう広域的な調整を行うため、平時から市町村と情報共有するものとする。

④福祉避難所への避難に向けた広域的な調整

- ④-1 【 】 障がい者等避難行動要支援者が災害時に安心して避難生活できる環境を提供するため、要配慮者のために特別の配慮がなされた施設等を各市町村において事前に「指定福祉避難所」としての指定を図ります。
- ④-2 【 】 災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DWAT)のチーム員の養成に取り組みます。
- ④-3 【 】 大規模災害時には、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、要配慮者の宿泊施設への円滑な避難を支援します。
- ④-4 【△】 災害派遣精神医療チーム(DPAT)が効果的に活動できるよう、チーム数の確保に努めるとともに、発生時に迅速かつ的確な医療を提供するため、平時の研修や訓練により技能の維持・向上に取り組みます。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

(5) 医療等を要する障がい者への支援

現状と課題

障がいは重複化傾向にあり、保健・医療に対するニーズも高度化し、かつ多様化する傾向にあります。このため、障がいのある人に対し、障がいの状況や程度に応じた適切な医療と医学的リハビリテーションを住み慣れた地域で提供できる体制を整えるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療体制を充実する必要があります。また、障がいに対する正しい知識を普及するとともに、検診の実施等による障がいの早期発見・早期治療体制及び障がいの軽減を図るための療育・相談体制を整えることも必要です。

一方、近年の本県における自殺者数は、ピークであった平成15年の半数以下にまで減少(平成15年は576人、令和7年は227人)していますが、人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国と比較すると依然高い状態にあります(令和7年で全国15.5に対し本県は20.0)。また、いわゆる「ひきこもり」については、支える家族等の高齢化による「8050」問題や、就職氷河期世代の就職難などを背景として社会問題として顕在化しています。さらに、医療的ケア児等に対する支援や、難聴児の早期発見が可能となったことによる難聴児支援といったニーズにも応えていく必要があります。

令和8年7月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の改正法が成立し、令和9年4月から法律名が「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改められ、支援対象が18歳以上の医療的ケア者や重症心身障がい者にも拡大されるとともに、医療的ケア児支援センターの機能強化が図られることとなりました。

基本的方針

- 障がいの早期発見・早期治療及び障がいの軽減を図るため、母子の健康診査体制や周産期医療体制及び小児救急医療体制の適切な運営を推進します。
- 精神障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるようにするため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)の構築を推進します。また、県民を対象とした自殺対策や「ひきこもり」支援対策として、こころの健康づくりのための相談体制の適切な運営等を推進します。
- 障がいのある子どもや家族に対する更なる支援の充実を図るため、発達障がい児(者)、医療的ケア児等、難聴児に対する支援を推進します。
- 難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るため、相談支援をはじめとした難病対策を推進します。

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.17 5-(2)-⑤- i

県は、医療、介護、リハビリテーションを要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。

①母子保健施策の充実等

- ①-1 【 】 市町村が実施主体として行う妊産婦や乳幼児の健康診査や健康教育の充実に向けた取組を支援します。
- ①-2 【 】 乳幼児の病気の予防と早期発見等のため、市町村が実施主体として行う1歳6か月児と3歳児に対する健康診査、精密健診及び健康診査結果に基づく育児支援や発達支援の観点も含んだ継続的な指導の充実を図ります。
- ①-3 【 】 休日夜間の子どもの急病等に関する相談・支援体制の充実を図ります。また、重症度に応じた小児救急医療体制の充実を図ります
- ①-4 【 】 青森県立中央病院に設置した総合周産期母子医療センターを核として、地域の周産期医療施設間の効果的な連携を図り、ハイリスク妊婦や低出生体重児などに適切な医療を推進します。
- ①-5 【 】 障がい者の歯科診療・予防を行う歯科医療機関の体制整備、定期的な歯科健診の重要性についての啓発活動の推進に努め、障がい者に対する歯科診療や歯科健診の充実を図ります。

②精神保健福祉対策等の推進

- ②-1 【△】 精神保健福祉相談に対応するため、各保健所及び県立精神保健福祉センターにおいて適切な指導、援助を推進します。
- ②-2 【○】 精神障がい・精神障がい者に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ります。
- ②-3 【○】 適切な精神科医療を提供するとともに、緊急時の対応体制や連絡体制の確保を推進します。
- ②-4 【○】 精神科救急医療システムの適正な運営により、精神障がい者の夜間・休日等における緊急の精神科受診に係る取組を推進します。
- ②-5 【△】 市町村において地域移行を進める「協議の場」を設置するなど、精神疾患患者を地域で受け入れる体制を整備します。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

③こころの健康づくりの推進(自殺対策、ひきこもり支援対策含む)

- ③-1 【△】 各保健所や県立精神保健福祉センターにおける心のサポーター養成講座をはじめとした健康教育の実施、相談体制等の充実を図ります。
- ③-2 【○】 県立精神保健福祉センターにおいて、精神疾患・精神障がいの理解の推進に向け、こころの健康に対する普及啓発、電話相談等、地域住民へのこころの健康づくり施策を推進します。
- ③-3 【△】 自殺者及び自殺未遂者の低減につなげるため、「ゲートキーパー」や「心のサポーター」の養成、相談窓口一覧の作成及び周知をはじめとした各種メディアによる普及啓発、研修会の開催といった取組を推進します。
- ③-4 【△】 ひきこもりの状態にある本人や家族への支援として、県立精神保健福祉センターに設置している県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談支援やグループ支援、研修会等の取組を推進します。
- ③-5 【△】 市町村におけるひきこもり支援の充実を図るため、県ひきこもり地域支援センター及び多職種支援チーム等による後方支援を推進します。

④高次脳機能障がい者対策の推進

- ④-1 【△】 高次脳機能障がい者支援センターを指定するとともに、高次脳機能障がい者支援地域協議会を設置し、相談支援、普及啓発、人材育成、支援体制の整備に係る取組を推進します。

⑤認知症施策の推進

- ⑤-1 【 】 認知症について、正しい知識の普及と早期発見、早期対応への取組及び医療・介護サービスを担う人財の育成等を推進します。
- ⑤-2 【 】 地域や職域が主体となり、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り応援する認知症サポーターの養成を推進します。
- ⑤-3 【 】 介護保険施設、認知症対応型の通所介護(デイサービス)や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等において、認知症介護に携わる介護職員等の資質の向上に係る取組を推進します。
- ⑤-4 【 】 認知症疾患医療センターにおいて、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上のため引き続き認知症に係る鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等の実施を推進します。
- ⑤-5 【 】 若年性認知症について、若年性認知症総合支援センターの周知等による相談体制の整備や、若年性認知症の特性を踏まえた支援体制の整備を推進します。
- ⑤-6 【 】 認知症の人本人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを支援するため、認知症ピアサポーターの養成を推進します。

1	I 計画 策定
2	
3	
4	II 現状
5	
6	III 基本 理念 施策の 体系
7	
8	IV 施策 の 展開
9	
10	
11	
12	

⑥医療費の助成等

- ⑥-1 【○】 重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する医療費助成等を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。
- ⑥-2 【○】 身体障がい者等に対する自立支援医療(更生医療、精神通院医療)支給事業、身体障がい児に対する自立支援医療(育成医療)支給事業を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。
- ⑥-3 【 】 小児慢性特定疾病医療費助成や未熟児養育医療の給付事業を適切に行い、患者家庭の医療費の負担軽減を図ります。
- ⑥-4 【 】 指定難病の患者に対する医療費助成や特定疾患治療研究事業を適切に行い、医療費の負担軽減を図ります。

⑦難病対策の推進

- ⑦-1 【 】 各保健所において、医療や療養上の悩みに関する相談・支援を充実し、患者・家族の疾病や生活上の不安の解消を推進します。
- ⑦-2 【 】 難病相談支援センターに難病相談支援員を配置し、難病患者等の日常生活における相談支援、患者・家族交流会等の活動への支援を推進します。
- ⑦-3 【 】 難病診療連携拠点病院に難病診療コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置し、患者等の相談支援、医療機関との調整を推進します。
- ⑦-4 【 】 各保健所の保健師等により、在宅の難病患者やその家族に対する在宅療養支援を推進します。

⑧感染症対策における障がい者への配慮

- ⑧-1 【 】 感染時においても、障がいのある人が安心して療養できるよう、障がい特性を考慮した柔軟な対応を推進します。
- ⑧-2 【 】 障がい特性により、マスク等の着用やアルコール消毒が困難な状態にある方への理解を図るため、県民への周知を図るとともに、ヘルプカードを活用した取組を推進します。

1	I 計画 策定
2	
3	
4	II 現状
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

⑨支援に携わる多職種の連携強化

- ⑨-1 【 】 複合的なニーズを有する在宅障がい者の生活を支援するため、保健・医療・福祉、教育、労働などの分野が相互に連携を図り、利用者のニーズに合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する障がい者ケアマネジメント体制が構築されるよう、市町村を支援します。
- ⑨-2 【○】 発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障がいの診療や支援のできる「かかりつけ医」の育成を推進します。
- ⑨-3 【○】 各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築に向け、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図り、地域の実情に応じた体制の整備を推進します。
- ⑨-4 【○】 新生児聴覚検査に係る取組の推進や早期療育の促進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めるとともに、難聴児やその保護者への適切な情報提供の充実を図ります。
- ⑨-5 【○】 医療的ケア児等及びその家族については、居住する地域に関わらずその心身の状況に応じて適切な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携の充実を図ります。

1	Ⅰ計画 策定
2	
3	Ⅱ現状
4	
5	Ⅲ基本 理念 施策の 体系
6	
7	Ⅳ施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

条例(骨子案) 資料1-1 P.17 5-(2)-⑤-iii

県は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して在宅生活を送ることができるよう必要な支援を行うものとする。

⑩医療的ケア児者・重症心身障がい児等の在宅生活支援

- | | | |
|------|-----|--|
| ⑩-1 | 【 〽 | 障がいのある子どもなどに対する支援の充実を図るため、発達障がい児(者)や医療的ケア児、難聴児など、それぞれの障がいに応じた支援や、在宅の障がい児(者)及びその家族に対する療育支援及び相談体制の充実を図ります。 |
| ⑩-2 | 【 〽 | 長期にわたる入院や療養生活を続けている慢性疾患及び精神疾患等の子どもの生活向上を図るため、教育(相談)や福祉の充実を図ります。 |
| ⑩-3 | 【 〽 | 情緒障がいや学習障がいなどのある子どもに対する指導を充実するため、各児童相談所において、専門職員の配置や職員の資質向上に取り組めます。 |
| ⑩-4 | 【 〽 | 心身障がい児の早期発見・早期療育の充実を図るため、各児童相談所の機能を充実し、相談援助活動を推進します。 |
| ⑩-5 | 【○ | 発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児(者)に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関との支援体制ネットワークの拡充を図ります。また、研修等の実施により、支援者の技術向上を推進します。 |
| ⑩-6 | 【○ | 医療的ケアが必要な障がい児等及びその家族や支援機関に対して、小児等在宅支援センターが、医療的ケア児等圏域アドバイザーと連携の上、相談に応じ、助言や支援を推進します。 |
| ⑩-7 | 【△ | 医療的ケア児を受入可能な医療型短期入所事業所の増加促進や看護職等への研修の実施等により、小児在宅支援機関の増加や支援者技術の向上を推進します。 |
| ⑩-8 | 【○ | 難聴児の早期発見・早期療育の充実を図るため、協議会を設置するとともに、研修会の実施や普及啓発等により、体制の整備を推進します。 |
| ⑩-9 | 【△ | 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、その他の関係者に対する相談・支援の充実を図ります。 |
| ⑩-10 | 【○ | 障がい児等療育支援事業の実施により、在宅の障がい児(者)及びその家族に対する療育支援及び相談体制の充実を図ります。 |
| ⑩-11 | 【 〽 | 患者の安定した療養生活の確保と患者・家族の生活の質の向上を図るため、人工呼吸器を装着して在宅療養を行っている重症難病患者を介護する家族の休息の支援の充実を図ります。 |

(6) 教育の支援体制の整備及び充実等

現状と課題

障がいの重度・重複化、多様化により、個々の障がいの状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障がいの特性に応じた専門性の高い教育が求められています。このため、専門研修の充実により教職員の資質向上を図るほか、教育、保健、医療、福祉等が相互に連携して、支援体制の充実に努める必要があります。また、発達障がい等特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められていることから、全ての学校において支援体制を充実していく必要があります。

基本的方針

- 障がい児の心身のよりよい発達を促進するため、医療、福祉分野等と連携し、障がいの早期発見と早期の教育・相談・支援体制の適切な運営を推進します。また、障がいによる学習上の困難を改善・克服し自立を図るのに必要な知識や技能を習得させるため、関係機関と連携し、個別の教育支援計画や指導計画等によるきめ細かな指導、支援を推進します。
- 障がい児(者)が、家庭や地域社会から孤立しないで、多くの学習機会を得られるよう支援するとともに、県民の理解の促進を図ります。
- 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に関する専門的知識や技能の習得を目的とした教職員研修の充実を図ります。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

主な取組		1	I 計画 策定
		2	
条例(骨子案) 資料1-1 P.17 5-(2)-⑥- i 県は、市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する理解並びに社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。(今後、教育庁との調整が必要)		3	II 現状
		4	
①障がい及び社会的障壁の除去に関する理解教育の推進		5	III 基本 理念 施策の 体系
①-1	【 】 障がいや養育などについての正しい理解を深めるため、保護者を対象とした研修会の開催を推進します。	6	
①-2	【 】 全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となる交流及び共同学習を積極的に推進します。	7	IV 施策 の 展開
①-3	【 】 障がい児(者)の仲間作りや、必要な知識の習得の場を提供するとともに、障がい児(者)を持つ親等の学習・情報交換の場を提供し、地域住民との相互理解、相互交流を積極的に推進します。	8	
①-4	【 】 学校施設を地域社会に積極的に開放し、地域住民の学習活動の場としての活用を図るとともに、地域住民や地域の児童生徒との交流を積極的に推進します。	9	
		10	
		11	
		12	

条例(骨子案) 資料1-1 P.17 5-(2)-⑥-ii

障がいのあることとも障がいのないことが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備及び一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備及び充実に努めるものとする。(今後、教育庁との調整が必要)

②インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備

- ②-1 【 】 障がいのある幼児の幼稚園就学を促進するとともに、幼児期における特別支援教育に関わる研修により、障がいのある幼児に対する指導及び支援の充実を図ります。
- ②-2 【 】 医療、福祉等関係機関との連携を強化し、県総合学校教育センターや県立特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級・通級指導教室における教育相談の充実を図ります。
- ②-3 【 】 障がいのある子どもの就学手続が適切に行われるよう、各市町村教育委員会に対し、情報提供するとともに、必要な指導・支援の充実を図ります。
- ②-4 【 】 県内6地区に設置されている県立特別支援学校を中心とした特別支援連携協議会を通じて、医療、福祉等関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。
- ②-5 【 】 幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた指導内容、方法等について検討し、積極的に支援します。併せて、特別支援学級及び通級指導教室における指導のあり方を検討するとともに、指導の一層の充実を図ります。
- ②-6 【 】 県立特別支援学校において、医療、福祉、労働等関係機関との連携を推進し、キャリア教育の充実を図ります。併せて、高等部においては、職業教育と進路指導の一層の充実を図り、重複障がい学級の整備を推進します。
- ②-7 【 】 重度・重複障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭などを訪問して行う教育の一層の充実を図ります。
- ②-8 【 】 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての教員等の資質の向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所等への派遣及び県総合学校教育センター等における研修を積極的に推進するとともに、研修の一層の充実を図ります。
- ②-9 【 】 認定こども園においては、保育と教育を一体的に提供することとされていることから、幼稚園機能部分においても幼稚園における特別支援教育と同様の支援が行われるよう関係機関と連携を図ります。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

(7) 雇用及び就労の促進

現状と課題

障がい者が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要です。本県の民間企業における障がい者雇用率は上昇傾向にあるものの、令和5年4月の法定雇用率引き上げ、令和7年4月の除外率10ポイント引き下げに続き、令和8年7月には法定雇用率が民間企業2.5%→2.7%(国・地方公共団体等3.0%、都道府県等の教育委員会2.9%)へ引き上げられ、対象事業主の範囲も従業員37.5人以上に拡大したことなど、障がい者の雇用促進に向け更なる努力が必要となっています。

また、公的部門においては、上記のとおり法定雇用率が民間企業よりも高く設定されていることから、県、市町村においても障がい者の雇用促進に向け更なる努力が求められます。このため、法定雇用率制度の周知徹底と、障がい者雇用促進施策の充実並びに国、県、市町村及び関係機関の連携により、障がい者の雇用・就業機会の確保に努める必要があります。

基本的方針

- 障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障がい者の雇用に取り組む企業への支援及び就労支援・就労定着支援体制の充実を図ります。
- 障がい者の職業能力の向上を図るため、県立障がい者職業訓練校における職業訓練や民間教育機関等における障がい者の様態に応じた多様な委託訓練の充実を図るとともに、障がい者の各種技能競技大会への参加を支援します。
- 働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるようにするため、一般就労に向けた多様な就業の機会を提供するとともに就労定着のための支援を行います。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃水準の向上を図るとともに、一般就労への移行支援を行います。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

主な取組	1	I 計画策定
	2	
条例(骨子案) 資料1-1 P.18 5-(2)-⑦- i 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な働き方の推進及び就労機会の拡大に向けた必要な施策を講ずるものとする。(今後、庁内関係課との調整が必要)	3	II 現状
	4	
①雇用の促進と職場定着	5	III 基本理念施策の体系
	6	
①-1 【 】 県では「障がい者を対象とした職員採用選考試験」や「障がい者を対象とした非常勤事務員採用試験」などにより、法定雇用率の達成に係る取組を推進します。	7	IV 施策の展開
①-2 【 】 知的障がい者に対し、就職に必要な指導・訓練等を行うとともに、雇用の促進と職場における定着性を高める職親事業の充実を図ります。	8	
①-3 【 】 障がい者を積極的に雇用している企業に対して、物品及び役務に係る競争入札参加資格者名簿登録時の等級格付けにおいて優遇措置を講じるとともに、これら企業の受注機会の拡大を図ります。	9	
①-4 【 】 聴覚障がい者の雇用促進を図るため、事業者に対して、雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱する費用の一部を助成する手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金制度等、各種助成制度の普及啓発を図ります。	10	
①-5 【○】 障がい者の就労や生活の支援のための拠点施設となる「障がい者就業・生活支援センター」と連携し、障がい者の雇用促進を図ります。	11	
①-6 【 】 障がい者の就業能力を高めるための各種制度を活用し、障がい者の就労の促進を図ります。	12	
①-7 【○】 農福連携の取組など、多様な分野との連携により障がい者の就労の促進を図ります。		
①-8 【○】 障がい者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関と連携し、障がい者の就職後の定着支援体制の充実を図ります。		

②障がい者の職業能力開発の推進

- ②-1 【 】 県立障がい者職業訓練校において、障がい者の障がい特性やニーズに応じ、多様できめ細やかな専門的職業訓練を行うとともに、訓練内容や施設・設備等についても訓練の充実・高度化のために必要な見直しを図ります。
- ②-2 【 】 民間教育訓練機関や障がい者雇用を検討する企業等を活用して、知識・技能及び実践能力を習得するための多様な委託訓練に取り組めます。
- ②-3 【 】 障がい者技能競技大会の開催や全国障がい者技能競技大会への参加を支援することにより、障がい者の職業能力開発に対する意欲向上を図ります。

③一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

- ③-1 【○】 本人の能力や特性に応じて福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、就労選択支援、就労継続支援(A型、B型)、就労移行支援、就労定着支援の各事業所を計画的に整備し、多様な活動と就労の場の提供及び一般就労の定着に向けた支援を推進します。
- ③-2 【○】 就労継続支援(B型)事業所で働く障がい者の工賃水準を引き上げるため「工賃向上計画」により官民一体となった取組を推進し、福祉的就労の底上げを図るとともに、一般雇用への移行を推進します。
- ③-3 【○】 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)に基づき、福祉施設等における障がい者の仕事の確保に向け、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会のための取組の促進を図ります。

条例(骨子案) 資料1-1 P.18 5-(2)-⑦-ii

県は、関係機関と連携し、障がい者の雇用と就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障がい者の雇用と就労を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。(今後、庁内関係課との調整が必要)

④障がい者の雇用と就労の促進に向けた施策の推進

- ④-1 【 】 障がい者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、国と連携を図り、法定雇用率達成に向けて、障がい者に雇用の場を提供する社会連帯責務についての理解を求めると意識啓発を推進するほか、障がい者の雇用及び職域の拡大を推進します。
- ④-2 【 】 事業主団体及び事業主に対して、障がい者を雇用する際の作業手順書作成支援や障がい者のための職場環境、設備の改善等の各種制度の活用について積極的な周知を図り、障がい者の雇用の促進と就業の安定を図ります。

(8) 障がい者スポーツの推進

(1) 現状と課題

障がい者がスポーツ大会等の社会活動に参加するなど、余暇活動のある生活を送れるような環境の整備が求められています。平成23年(2011年)に制定されたスポーツ基本法では、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うよう、障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進するとの基本理念が定められており、障がい者のスポーツへの参加機会の拡大を図る必要があります。

本県では令和8年10月に本県初の全国障害者スポーツ大会として「青の煌めきあおもり障スポ」が開催され、この大会を契機とした選手・指導者の更なる育成強化や県民の障がい者スポーツへの理解促進に向けた取組の継続が必要です。

(2) 基本的方針

- 障がい者の体力の増強や交流を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大や障がい者スポーツの支援体制の充実を図ります。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.18 5-(2)-⑧

- i 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者スポーツの振興その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がい者が障がい者スポーツに参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者の養成および資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

①障がい者スポーツの振興と参加機会の拡大

- ①-1 【○】 障がい者の各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、全国大会等への派遣を行い、障がい者のスポーツ活動への参加の促進を図ります。
- ①-2 【△】 障がいの特性に応じた適切な指導ができるパラスポーツ指導員を養成するとともに、障がい者スポーツ関係団体の育成を進めることにより、障がい者のスポーツ活動を支援する体制の充実を図ります。
- ①-3 【△】 障がい者体験会等を開催し、競技者の裾野拡大並びに選手及び指導者等の育成・強化を推進します。
- ①-4 【○】 関係団体と連携し、県内各地域で開催されるスポーツ教室やスポーツイベントのほか、全国大会及びパラリンピック・デフリンピック等の世界規模の大会などについて、団体等の広報誌やホームページ等を活用するなどにより、情報発信の充実を図ります。

1	I 計画 策定
2	
3	II 現状
4	
5	III 基本 理念 施策の 体系
6	
7	IV 施策 の 展開
8	
9	
10	
11	
12	

(9) 文化芸術活動の推進

現状と課題

障がい者が文化芸術活動等の社会活動に参加するなど、余暇活動のある生活を送れるような環境の整備が求められています。また、2018(平成30)年には、文化芸術が人々の心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)が制定されました。このため、芸術・文化活動において障がい者が個性と能力を発揮できる環境を整備し、参加機会の拡大を図る必要があります。

国では令和5年3月、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」(令和5～9年度)を策定し、幅広い文化芸術活動の促進、芸術上価値が高い作品の創造支援、地域における発表・交流の促進を基本的な視点として掲げています。

R11年度に本県で開催予定の障害者芸術文化祭にも触れる形で修正予定。

基本的方針

- 障がい者の余暇の充実を図り、その生活を心豊かなものにするため、文化芸術の鑑賞、創作等を通じて、障がい者が文化芸術活動を行うことができる環境整備を推進するとともに、障がい者の文化芸術活動に対する支援や作品等の地域における発表、展示等の取組を推進します。

1

I 計画
策定

2

3

II 現状

4

5

III 基本
理念
施策の
体系

6

7

IV 施策
の
展開

8

9

10

11

12

主な取組

条例(骨子案) 資料1-1 P.19 5-(2)-㊟

i 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者の文化芸術活動の振興
その他必要な施策を講ずるものとする。

ii 県は、障がい者が文化芸術活動に参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるものとする。

ii 県は、障がい者が文化芸術活動に参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるものとする。

①障がい者の文化芸術活動の振興と参加機会の拡大

①-1 【○】 「青森県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス、相談支援に取り組みます。

①-2 【○】 事業所への訪問指導や研修会の開催などにより、芸術文化活動を支援する人材の育成に取り組みます。

①-3 【○】 障がい者による創作作品の展覧会を開催するなどし、表現活動の発表機会の確保及び障がい者の芸術文化活動について県民への普及啓発を図ります。

①-4 【○】 字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。

- ①障がい者の文化芸術活動の振興と参加機会の拡大
- ①-1 【○】 「青森県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス、相談支援に取り組みます。
- ①-2 【○】 事業所への訪問指導や研修会の開催などにより、芸術文化活動を支援する人材の育成に取り組みます。
- ①-3 【○】 障がい者による創作作品の展覧会を開催するなどし、表現活動の発表機会の確保及び障がい者の芸術文化活動について県民への普及啓発を図ります。
- ①-4 【○】 字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。

第8期青森県障がい福祉計画
第4期青森県障がい児福祉計画